資料１

第四期長野市障害福祉計画

【答申案】

長　野　市

目　次

第１編　総論…… 1
第１章　計画策定にあたって…… 3
１　計画策定の趣旨…… 3
２　計画の背景（制度改正の主な動き）…… 4
３　計画の策定体制…… 8
４　障害者の状況…… 9
（１）市の人口の動き…… 9
（２）障害のある人…… 10
（３）身体障害者…… 11
（４）知的障害者…… 12
（５）精神障害者…… 14
（６）その他の障害…… 15

第２章　計画の概要…… 17
１　基本理念…… 17
２　計画の目的及び特色…… 18
３　計画の位置付け…… 19
４　計画の期間…… 19
５　平成 29 年度の目標…… 20
６　障害児支援…… 28
７　権利擁護…… 30
（１）障害者の虐待防止…… 30
（２）障害を理由とする差別解消…… 30
８　障害者就労施設等からの物品等の調達の推進…… 31
９　サービスの円滑な提供に向けて…… 32
10　計画の達成状況の評価及び改善…… 34

第２編　各論…… 39
第１章　障害福祉サービスの充実…… 41
１　訪問系サービス…… 41
２　日中活動系サービス…… 43
（１）生活介護…… 43
（２）自立訓練…… 44

（３）就労移行支援…… 45
（４）就労継続支援…… 46
（５）短期入所…… 48
（６）療養介護…… 49
３　居住系サービス…… 50
（１）共同生活援助…… 50
（２）施設入所支援…… 51
４　相談支援…… 55
５　障害児支援…… 56
６　その他のサービス…… 58

第２章　地域生活支援事業の充実…… 59
１　必須事業…… 59
（１）自発的活動支援事業…… 59
（２）相談支援事業…… 60
（３）成年後見制度利用支援事業…… 63
（４）意思疎通支援事業…… 65
（５）日常生活用具給付等事業…… 66
（６）手話奉仕員養成研修事業…… 67
（７）移動支援事業…… 68
（８）地域活動支援センター…… 69
（９）障害者の虐待防止事業…… 70
(10) 障害を理由とする差別解消の取り組み…… 71
(11) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進…… 72
２　任意事業…… 73
（１）訪問入浴サービス…… 73
（２）日中一時支援事業（在宅障害者タイムケア事業）…… 74
（３）日中一時支援事業（障害児自立サポート事業）…… 75

第３章　ＰＤＣＡサイクルによる継続的な見直し…… 76
１　ＰＤＣＡサイクルのプロセス…… 76

第１編　総論

第１編　総論

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

長野市（以下、「本市」という。）は、障害者基本法の規定に基づく市町村の障害福祉施策に関する基本的な計画として、平成 23 年度から 10 年間を計画期間とする「笑顔と元気がいっぱい！幸せながのプラン～長野市障害者基本計画」を策定し、長期的な障害者福祉施策の基本理念として、『ひとりひとりの個性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、誰もが安心し、笑顔で輝きながら、元気に暮らしていけるまちづくり』を定め、障害福祉施策を推進しています。

市町村の障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）の規定に基づき、国が定める基本指針に即して障害福祉サービスの提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する計画です。

「第四期長野市障害福祉計画」は、第一期、第二期、第三期と進めてきたサービス基盤の下、平成 27 年度から平成 29 年度までの３年間を計画期間として、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の計画的かつ安定的な提供に向けて、サービス提供体制の一層の充実を図るために策定するものです。

「第一期長野市障害福祉計画」（平成 18～20 年度）（以下、「第一期計画」という。）
「第二期長野市障害福祉計画」（平成 21～23 年度）（以下、「第二期計画」という。）
「第三期長野市障害福祉計画」（平成 24～26 年度）（以下、「第三期計画」という。）
「第四期長野市障害福祉計画」（平成 27～29 年度）（以下、「本計画」という。）

２　計画の背景（制度改正の主な動き）

国においては、平成 18 年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」の批准を見据え、平成 21 年から当面５年間を“制度改革の集中期間”として、全国務大臣からなる「障がい者制度改革推進本部」と当事者団体や有識者などからなる「障がい者制度改革推進会議」を設置し、障害者基本法の改正を始めとする、障害者施策全般にわたる制度改革を進めてきました。

その結果、平成 26 年 1 月 20 日に障害者権利条約の批准書を国連に寄託し、日本は 140 番目の締約国となりました。

① 障害者総合支援法の制定

平成 24 年 6 月に、これまでの「障害者自立支援法」が、「障害者総合支援法」となり、平成 25 年 4 月に施行されました。

このことにより、法の目的として、「自立」の代わりに「基本的人権を享受する個人としての尊厳」が明記されるとともに、「地域生活支援事業による支援」が「障害福祉サービスに係る給付」に加えられ、それらの支援を総合的に行うことになりました。

更に、基本理念が創設され、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるもの」であること、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」すること、「可能な限り身近な場所で支援を受けられる」こと、「社会参加の機会の確保」、「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」こと、「社会的障壁の除去」などが掲げられました。

改正のポイントとしては、制度の谷間を埋めるべく障害者の定義に難病等を加えたこと、障害程度区分が障害の特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す障害支援区分に改められたこと及び重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化の実施などが挙げられます。

（参考）障害者総合支援法における主な改正点

項目	主な内容
目的 （第１条）	障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る、給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行う。
基本的理念 （第１条の２）	障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるという理念。
障害者の定義 （第４条）	身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害も含む）のうち 18 歳以上の者もしくは、治療法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定める範囲の 18 歳以上の者。

※障害者基本法における、「障害者の定義」とは異なる。

②障害者虐待防止法の制定

深刻化している家庭や施設での障害者に対する虐待を防ぐことを目的として平成24年10月1日に「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という。）」が施行されました。この法律により、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務が課されるとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務などが課されています。

（参考）障害者虐待防止法の概要

項目	主な内容
障害者への虐待の定義（第２条）	「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の５つ。
障害者に対する虐待の禁止（第３条）	何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。
国及び地方公共団体の責務等（第４条）	国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

③優先調達推進法の制定

平成25年4月1日に、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定める「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「優先調達推進法」という。）」が施行されました。この法律により、国や地方公共団体などに障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する義務が課されています。

（参考）障害者優先調達法の概要

項目	主な内容
目的（第１条）	障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

項目	主な内容
公契約における障害者の就業を促進するための措置等（第 10 条）	国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供（第 11 条）	障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

④障害者差別解消法の制定

平成 25 年 6 月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」が制定され、一部施行されました。法律全体の施行は、平成 28 年 4 月 1 日となります。この法律は、差別を解消するための措置を具体化するとともに、差別を解消するための支援に関する措置も明示し、障害を理由とした差別の解消を目指しています。

（参考）障害者差別解消法の概要

項目	主な内容
目的 （第１条）	障害を理由とする差別の禁止に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めることにより、障害者基本法第 4 条の差別の禁止の基本原則を具体化し、全ての国民が、障害の有無 によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする。
国及び地方公共団体の責務（第３条）	国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。
障害を理由とする差別の禁止（第７条、第８条）	行政機関等、事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、 障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

⑤障害者雇用促進法の改正

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずることを盛り込み、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」という。)」が改正され、平成 28 年 4 月に施行されます。

（参考）障害者雇用促進法の主な改正点

項目	主な内容
障害者に対する差別の禁止（第 34 条）	雇用の分野における差別的取扱いを禁止する。
合理的配慮の提供義務（第 36 条の３）	事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。
苦情処理・紛争解決援助（第 74 条の４・第 74 条の５）	事業主に対して、その雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化。 紛争について、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の特例（紛争調整委員会による調停や都道府県労働局長による勧告等）を整備。
法定雇用率算定基礎の見直し（第 72 条）	法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。

３　計画の策定体制

①現行計画の進捗状況の反映

第三期計画の期間内におけるサービスの利用実態と地域生活支援事業の実施状況を勘案し、本計画期間のサービス・事業の見込み量を検討しました。

②障害者の意向の反映

障害者本人の意見、要望を把握し、本計画に反映させることを目的とするアンケート（以下、障害者アンケートという。）を実施しました。

調査対象：本市にお住いの障害者手帳（身体、知的、精神）保持者、障害福祉サービス対象者、自立支援医療（精神通院）受給者証保持者から無作為に抽出
調査期間：平成 26 年 10 月 10 日（金）～10 月 22 日（水）
調査方法：郵送調査
配布数　：1,500 票　　回答数：986 票（回答率 65.7%）

③関係機関との協議

長野市障害ふくしネット（協議会）※の協力を仰ぎ、市内の障害福祉サービス事業者、当事者団体、障害者を支援している団体の意見、要望を把握し、本計画に反映されることを目的とするアンケート（以下、関係者アンケートという。）を実施しました。

調査対象：市内の障害福祉サービス事業者
　　当事者の団体、障害者を支援している団体
調査期間：平成 26 年 10 月 23 日（木）～11 月 7 日（金）
調査方法：郵送調査
配布数　：サービス事業者　　60 団体　回答数：36 票（回答率 55.0%）
　　当事者・関係団体　11 団体　回答数：８票（回答率 72.7%）

④審議会による協議

市議会議員、公募委員、障害者団体、福祉サービス事業者、民生児童委員など、地域の幅広い関係者の参画を得て「長野市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会」において、計画内容の審議を行いました。

※障害者総合支援法第 89 条の 3 に規定されている、障害者等への支援体制の整備を図るための協議会で、障害者団体、障害福祉事業所、保健・医療関係及び教育その他関係行政機関に属する者並びに学識経験者などから構成され、市の障害福祉施策についての提言や、テーマごとの部会が行う専門的な分野における研究などを行っている。各種会議には市の障害福祉課を始め、関係課が参加し意見交換をする。

４　障害者の状況

（１）市の人口の動き

平成 26 年 10 月 1 日現在、本市の総人口は 377,626 人となっています。本市は人口のピークが過ぎているとみられ、現在は減少傾向にあります。

今後も総人口は減少する見通しですが、一方で 65 歳以上の人口（老年人口）は増加しており、住民基本台帳では平成 25 年には 10 万人を超えています。本市においてもいわゆる“高齢化”が進んでいます。

図表１　人口の推移（人）

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総人口	387, 911	386, 572	381, 511	380, 768	379, 867	378, 882	377, 626
年少人口（０～14 歳）	59, 035	56, 369	53, 588	53, 130	52, 610	51, 814	51, 006
生産年齢人口（15～64 歳）	253, 393	244, 991	231, 802	230, 960	227, 977	224, 798	221, 494
老年人口（65 歳以上）	75, 440	85, 189	94, 675	95, 232	97, 834	100, 824	103, 680

※平成 12～22 年は、国勢調査（各年 10 月 1 日現在）。平成 17 年以前は、合併市町村分を加えた数値。
※平成 23 年以降は、長野県情報政策課による「毎月人口異動調査」（各年 10 月 1 日現在）。
※年齢不詳も含まれるため、各年齢の合計と総人口が合わない場合がある。

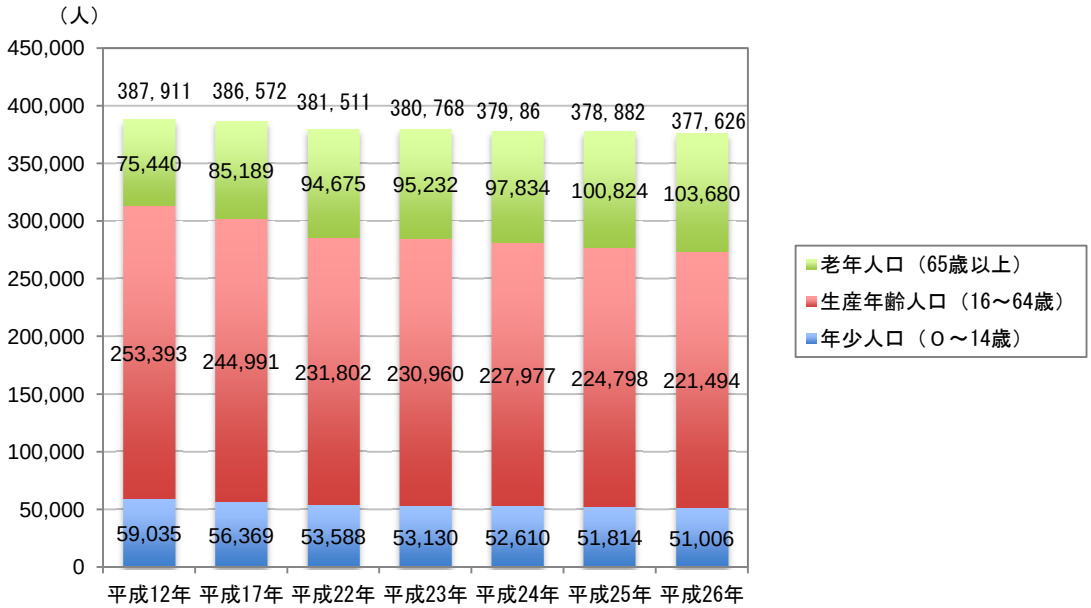

（２）障害のある人

平成 25 年度末現在、身体、知的、精神のいわゆる３障害合計の障害者手帳保持者数は、22,953 人です。平成 21 年度末から３障害とも増加しており、合計で 1,619 人（7.6%）の増加です。

平成 25 年度の障害別人数をみると、身体障害者は全体の７割半ば、知的障害者（療育手帳）は１割半ば、精神障害者は約１割を占めています。なお、精神障害者の人数は、３障害の中で最も少ないものの、平成 25 年度の人数が平成 21 年度の 1.4 倍に増えています。

平成 25 年４月から「障害者総合支援法」に定める障害児・者の対象に難病等が加わり、対象となる方は障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス、相談支援等の対象となりました。

図表２　障害者手帳所持者数の推移（人）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
身体障害者手帳交付状況	16,635	17,167	17,029	17,297	17,139
（構成比）	78.0%	77.0%	75.7%	75.2%	74.7%
療育手帳交付状況	2,808	2,898	2,972	3,057	3,151
（構成比）	13.2%	13.0%	13.2%	13.3%	13.7%
精神障害者保健福祉手帳交付状況	1,891	2,240	2,491	2,661	2,663
（構成比）	8.9%	10.0%	11.1%	11.6%	11.6%
合計	21,334	22,305	22,492	23,015	22,953

※各年度３月 31 日現在

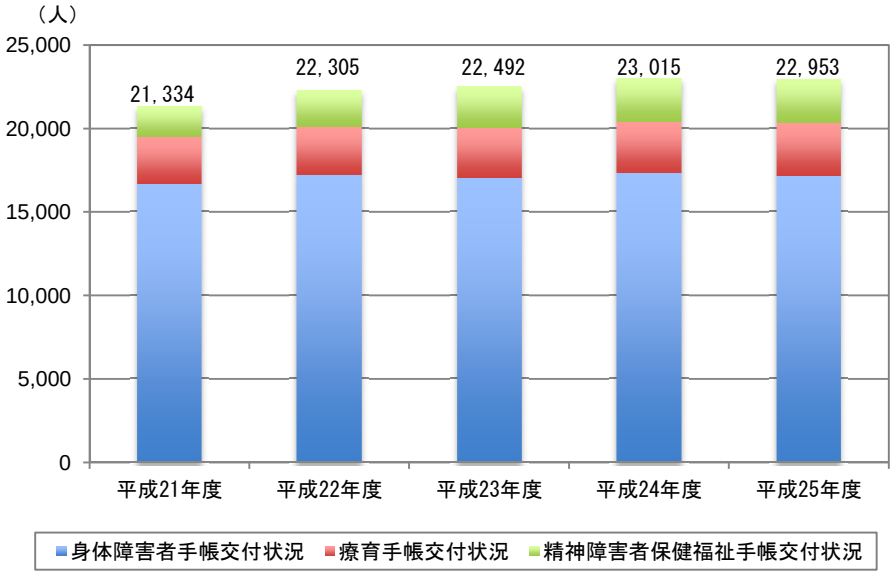

（３）身体障害者

平成 25 年度末現在、身体障害者手帳所持者数は 17,139 人です。平成 21 年度末からは 504 人（3.0%）の増加です。

等級でみると、１級、３級、４級の人数が多いものの、人数の増加に関しては横ばい傾向にあります。

部位別でみると、下肢障害と内部障害の人数が多く、やや増加傾向にあります。

図表３　身体障害者手帳所持者数の推移（人）

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
合計		16,635	17,167	17,029	17,297	17,139
等級（重）	1級	4,434	4,594	4,488	4,559	4,535
	2級	2,266	2,277	2,300	2,301	2,243
	3級	3,613	3,781	3,768	3,823	3,820
	4級	4,134	4,295	4,311	4,440	4,414
	5級	1,224	1,235	1,209	1,217	1,185
（軽）	6級	964	985	953	957	942
部位別	視覚	971	989	982	970	978
	聴覚	1,334	1,348	1,312	1,322	1,288
	音声・言語・そしゃく	173	181	183	190	188
	上肢障害	2,675	2,751	2,737	2,738	2,666
	下肢障害	4,730	4,895	4,926	5,086	5,145
	体幹	2,345	2,357	2,266	2,250	2,139
	内部障害	4,407	4,646	4,623	4,741	4,735

※各年度３月 31 日現在

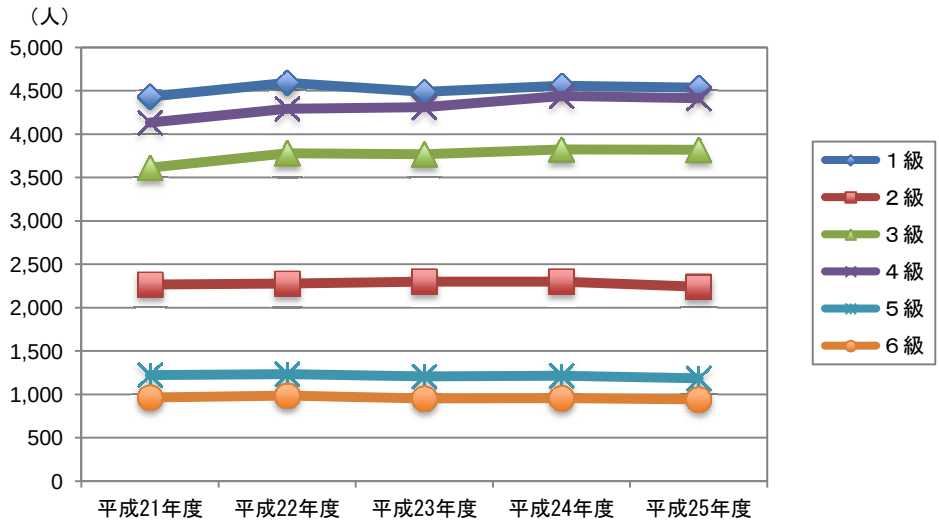

身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

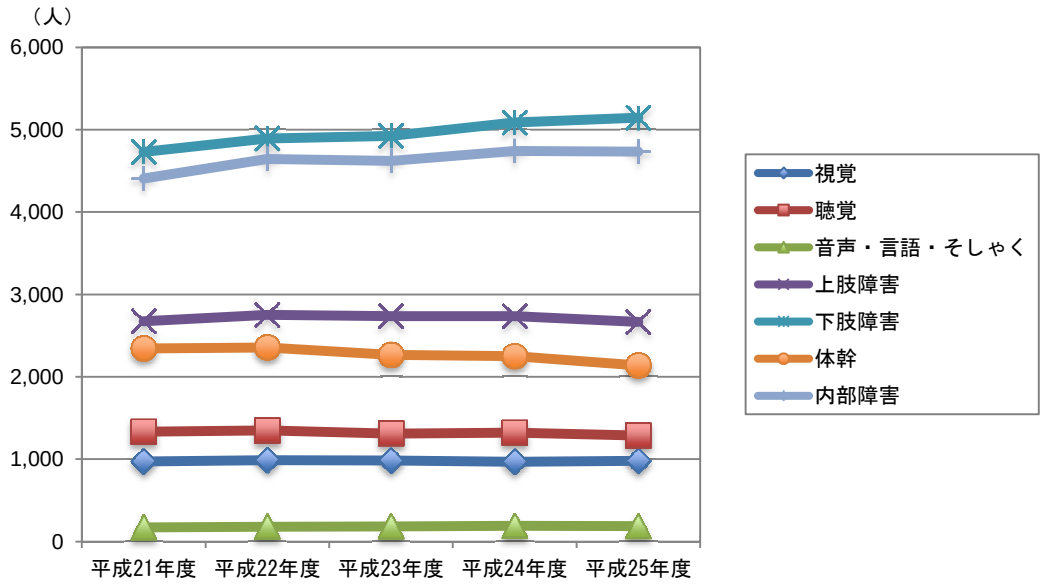

身体障害者手帳所持者数の推移（部位別）

（４）知的障害者

平成 25 年度末現在、療育手帳（知的障害者）保持者数は 3,151 人です。平成 21 年度末からは、343 人（12.2%）の増加です。

状態でみると、Ａ１、Ｂ１、Ｂ２が、それぞれ約３割となっています。

図表４　療育手帳所持者数の推移（人）

			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
		合計	2,808	2,898	2,972	3,057	3,151
程度（重）	A1	障害児（18 歳未満）	279	273	265	244	244
		障害者（18 歳以上）	737	763	781	810	819
	A2	障害児（18 歳未満）	9	8	9	5	6
		障害者（18 歳以上）	46	48	52	52	50
	B1	障害児（18 歳未満）	167	161	160	156	158
		障害者（18 歳以上）	782	808	828	853	879
	B2	障害児（18 歳未満）	230	243	256	289	298
（軽）		障害者（18 歳以上）	558	594	621	648	697

※各年度３月 31 日現在

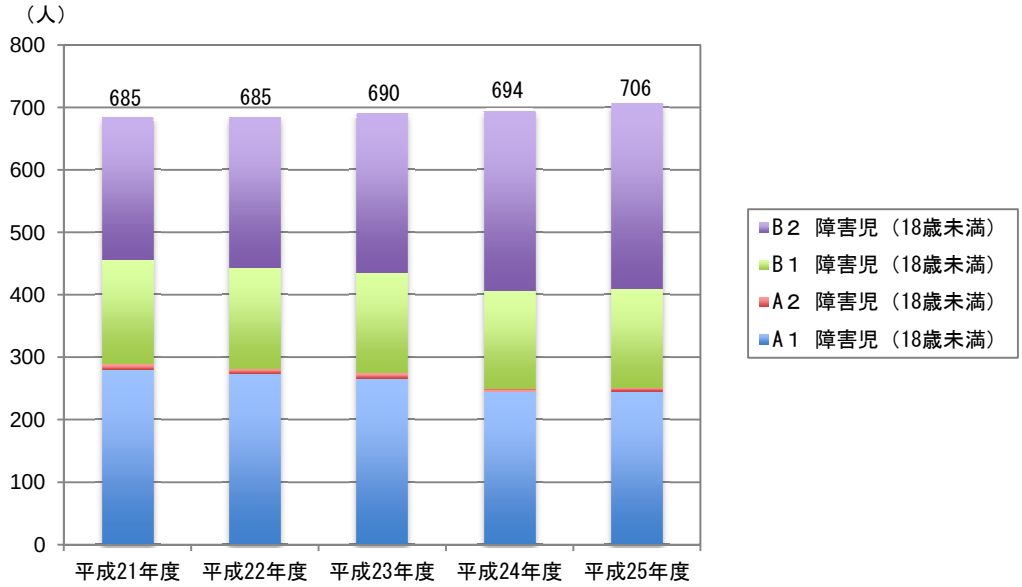

療育手帳所持者数の推移（状態別・障害児（18 歳未満））

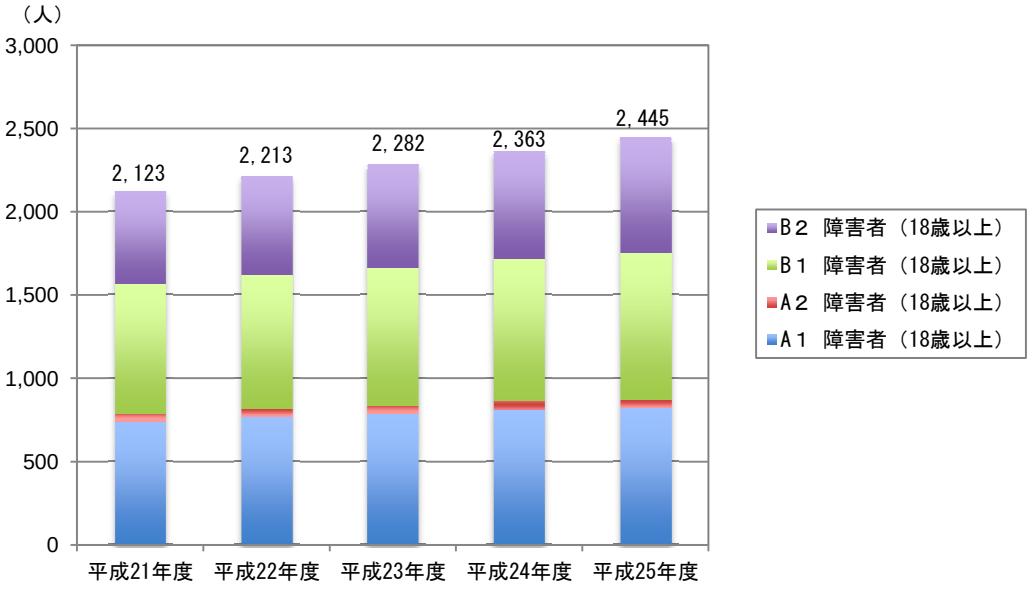

療育手帳所持者数の推移（状態別・障害者（18 歳以上））

（５）精神障害者

平成 25 年度末現在、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 2,663 人です。平成 21 年度末からは、772 人（40.8%）、1.4 倍に増加しています。

状態でみると、１級と２級がそれぞれ４割半ばとなっています。

また、精神障害者保健福祉手帳所持者を含めた自立支援医療による通院者数（受給者数）は、平成 25 年度末現在、6,003 人であり、精神障害者保健福祉手帳所持者数の約 2.3 倍となっています。

図表５　精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移（人）

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
合計		1,891	2,240	2,491	2,661	2,663
等級（重）	１級	846	994	1,149	1,237	1,272
	２級	832	1,006	1,099	1,188	1,197
（軽）	３級	213	240	243	236	194
自立支援医療（精神通院）公費負担　通院者数		4,801	4,641	5,020	5,201	6,003

※各年度３月 31 日現在

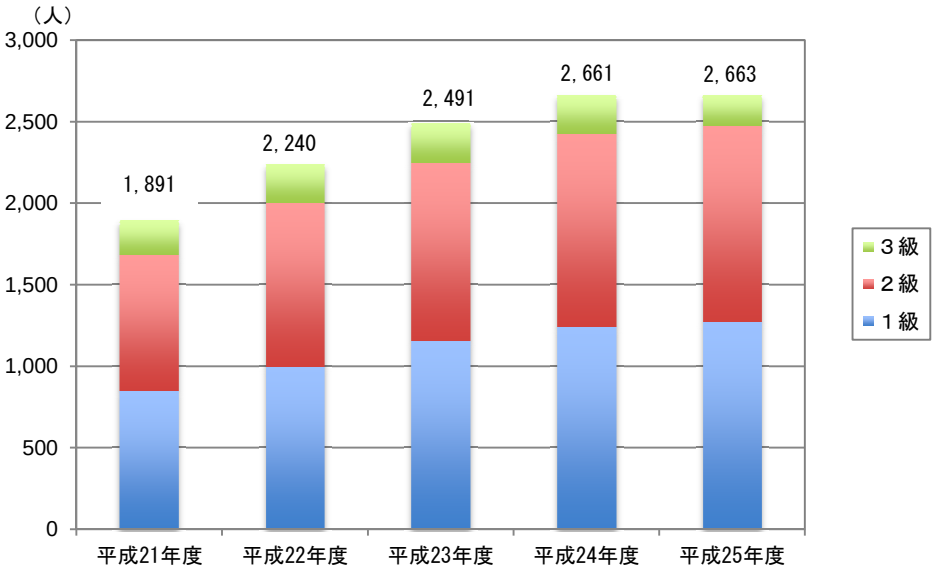

（６）その他の障害

①障害者総合支援法の対象疾病（難病）

障害者総合支援法における難病の範囲については、直ちに結論を得ることは困難として当初、国は当面の措置として 130 疾病を対象としましたが、平成 27 年１月１日に 151 疾病に拡大しました。この範囲については、今後の指定難病の検討等を踏まえ更に見直しが実施される予定です。

平成27年１月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（151疾病）

1	IgA腎症	52	ゴナドトロピン分泌亢進症	102	TNF受容体関連周期性症候群
2	亜急性硬化性全脳炎	53	混合性結合組織病	103	天疱瘡
3	アジソン病	54	再生不良性貧血	104	特発性拡張型心筋症
4	アミロイドーシス	55	再発性多発軟骨炎	105	特発性間質性肺炎
5	ウルリッヒ病	56	サルコイドーシス	106	特発性基底核石灰化症
6	HTLV－１関連脊髄症	57	シェーグレン症候群	107	特発性血小板減少性紫斑病
7	ADH分泌異常症	58	CFC症候群	108	特発性血栓症
8	遠位型ミオパチー	59	色素性乾皮症	109	特発性大腿骨頭壊死症
9	黄色靭帯骨化症	60	自己貪食空胞性ミオパチー	110	特発性門脈圧亢進症
10	潰瘍性大腸炎	61	自己免疫性肝炎	111	特発性両側性感音難聴
11	下垂体前葉機能低下症	62	自己免疫性溶血性貧血	112	突発性難聴
12	加齢性黄斑変性症	63	視神経症	113	難治性ネフローゼ症候群
13	肝外門脈閉塞症	64	若年性肺気腫	114	膿疱性乾癬
14	関節リウマチ	65	シャルコー・マリー・トゥース病	115	嚢胞性線維症
15	肝内結石症	66	重症筋無力症	116	パーキンソン病
16	偽性低アルドステロン症	67	シュワルツ・ヤンペル症候群	117	バージャー病
17	偽性副甲状腺機能低下症	68	神経性過食症	118	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
18	球脊髄性筋萎縮症	69	神経性食欲不振症	119	肺動脈性肺高血圧症
19	急速進行性糸球体腎炎	70	神経線維腫症	120	肺胞低換気症候群
20	強皮症	71	神経有棘赤血球症	121	バッド・キアリ症候群
21	巨細胞性動脈炎	72	進行性核上性麻痺	122	ハンチントン病
22	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	73	進行性骨化性線維形成異常症	123	汎発性特発性骨増殖症
23	ギラン・バレ症候群	74	進行性多巣性白質脳症	124	肥大型心筋症
24	筋萎縮性側索硬化症	75	スティーヴンス・ジョンソン症候群	125	ビタミンD依存症二型
25	クッシング病	76	スモン	126	非典型溶血性尿毒症症候群
26	クリオピリン関連周期熱症候群	77	正常圧水頭症	127	皮膚筋炎／多発性筋炎
27	グルココルチコイド抵抗症	78	成人スチル病	128	びまん性汎細気管支炎
28	クロウ・深瀬症候群	79	成長ホルモン分泌亢進症	129	肥満低換気症候群
29	クローン病	80	脊髄空洞症	130	表皮水疱症
30	結節性硬化症	81	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	131	フィッシャー症候群
31	結節性多発動脈炎	82	脊髄性筋萎縮症	132	封入体筋炎
32	血栓性血小板減少性紫斑病	83	全身型若年性特発性関節炎	133	ブラウ症候群
33	原発性アルドステロン症	84	全身性エリテマトーデス	134	プリオン病
34	原発性硬化性胆管炎	85	先天性QT延長症候群	135	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
35	原発性高脂血症	86	先天性魚鱗癬様紅皮症	136	ベスレムミオパチー
36	原発性側索硬化症	87	先天性筋無力症候群	137	ベーチェット病
37	原発性胆汁性肝硬変	88	先天性副腎低形成症	138	ペルオキシソーム病
38	原発性免疫不全症候群	89	先天性副腎皮質酵素欠損症	139	発作性夜間ヘモグロビン尿症
39	顕微鏡的多発血管炎	90	大脳皮質基底核変性症	140	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
40	硬化性萎縮性苔癬	91	高安動脈炎	141	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
41	好酸球性筋膜炎	92	多系統萎縮症	142	慢性膵炎
42	好酸球性消化管疾患	93	多発血管炎性肉芽腫症	143	慢性特発性偽性腸閉塞症
43	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	94	多発性硬化症／視神経脊髄炎	144	ミトコンドリア病
44	後縦靭帯骨化症	95	多発性嚢胞腎	145	メニエール病
45	甲状腺ホルモン不応症	96	遅発性内リンパ水腫	146	網膜色素変性症
46	拘束型心筋症	97	チャージ症候群	147	もやもや病
47	広範脊柱管狭窄症	98	中毒性表皮壊死症	148	ライソゾーム病
48	抗リン脂質抗体症候群	99	腸管神経節細胞僅少症	149	ランゲルハンス細胞組織球症
49	コステロ症候群	100	TSH受容体異常症	150	リンパ脈管筋腫症
50	骨髄異形成症候群	101	TSH分泌亢進症	151	ルビンシュタイン・テイビ症候群
51	骨髄線維症				

5 新たに対象となる疾病
7 対象に変更はないが疾病名が変更されたもの

「劇症肝炎」「重症急性膵炎」については平成27年１月以降は対象外ですが、すでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。詳細は、お住まいの市区町村窓口にお問い合わせください。

・　難病患者数（参考）
　平成25年度末現在、特定疾患医療受給者数は2,705人です。平成21年度末から595人(28.2%)の増加です。

図表６　難病患者数等の推移（人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
特定疾患医療受給者数	2,110	2,251	2,371	2,524	2,705
小児慢性特定疾患医療受給者数	325	354	359	408	392

②発達障害

平成17年4月に施行された発達障害者支援法では、発達障害を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害（ＰＤＤ)、学習障害（ＬＤ)、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ)、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義しています。

この法律では、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要とされています。

本市における発達障害児又は疑いのある児の人数は、増加していると見られており、平成26年度に長野県が実施した県内公立小・中学校児童生徒における「発達障がいに関する実態調査」によると、学習障害（ＬＤ)、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ)、広汎性発達障害（ＰＤＤ）等の割合は、全児童生徒数の 3.26%という結果でした。これは同調査の平成25年度の2.88%、平成24年度の2.60%と比べて増加しています。

また、国が全国の公立の小・中学校の通常学級に在籍する約５万３千人の児童生徒を対象に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、通常学級の中に担任教師が「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合」は、平成14年に行った調査では6.3パーセントでありましたが、平成24年度の調査では6.5%という結果でした。

その一方で、人によって学習や行動面で感じる困難さの度合いが異なり、診断を受けないために把握されていないケースや学齢期を過ぎ、発達障害があっても障害者手帳を持たないケースもあります。

第２章　計画の概要

１　基本理念

本計画策定にかかる国の基本指針では、基本的事項として「市町村及び都道府県は、障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、全ての障害者等が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと及び障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物（利用しにくい建物や設備など）、制度（障害を理由に法律等で制限されること）、慣行（習慣や文化など）、観念（障害のある人に対する偏見・誤解・差別など）その他一切のものの除去に資することを旨とする法の基本理念を踏まえ、総合的な障害福祉計画を作成することが必要である。」と掲げています。

このことに基づき、本市では、次の点に配慮して本計画を策定するものです。

①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進める。

②身近な実施主体である本市における障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう一元的なサービスの実施を基本とする。

障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等であって 18 歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実及び均一化を図る。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図る。さらに、難病患者等についても、引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図っていく。

③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO 等によるインフォーマルサービス※の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

※地域やボランティアなどにより法律や制度に基づかない形で提供されるサービスのこと

２　計画の目的及び特色

「障害者総合支援法」では、全国の市町村に「障害福祉計画」の策定を義務付けています。

この「市町村障害福祉計画」に該当する本計画は、障害者一人ひとりの自立支援に向けて、障害者基本計画を構成する各分野のサービスや事業のうち、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスと、相談支援事業をはじめとする地域生活支援事業の円滑な実施の方策等を設定し、計画的に障害者の自立のための施策を実施するよう策定するものです。

本計画の特色としては、「サービスの提供体制の確保に係る目標」等の項目が追加されるとともに、「障害福祉計画」に対する定期的な実行状況の検証と見直しを行うよう定めたことです。

（参考）障害者基本計画と本計画の関係

根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	
計　画	障害者基本計画	本計画	
		障害福祉サービス	地域生活支援事業
個別施策	①権利・理解の促進		●
	②相談・福祉サービスの充実	●	●
	③くらしの充実	●	●
	④教育・育成の充実	●	●
	⑤就労・日中活動の充実	●	
	⑥ユニバーサルデザインのまちづくり		●

（参考）障害福祉サービスの分類

	訪問系サービス	日中活動系サービス	居住系サービス
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ） 行動援護 重度訪問介護 重度障害者等包括支援 同行援護	生活介護 短期入所（ショートステイ） 療養介護	施設入所支援
訓練等給付		自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型） 就労移行支援 就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）	共同生活援助（グループホーム）

相談支援、その他サービス
相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）、補装具費及び自立支援医療費の給付

児童福祉法に基づくサービス
医療型児童発達支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援

３　計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に定める「市町村障害福祉計画」に位置付けられ、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、地域生活支援事業の円滑な実施の方策等を示すものです。

（参考）障害者基本計画の位置付け

「障害者基本計画」は、障害者基本法第 11 条に定める「市町村障害者計画」に位置付けられ、福祉を含む幅広い分野の障害者施策に関する基本的な考え方や方向性を定めるもので、法律により策定が義務付けられています。

４　計画の期間

本計画の期間は、障害者総合支援法で定める「３年を一期とする」計画であるため、平成 27 年度から 29 年度までの３年間とします。

本計画のサービス事業は、毎年度、担当部署による点検と評価を実施します。

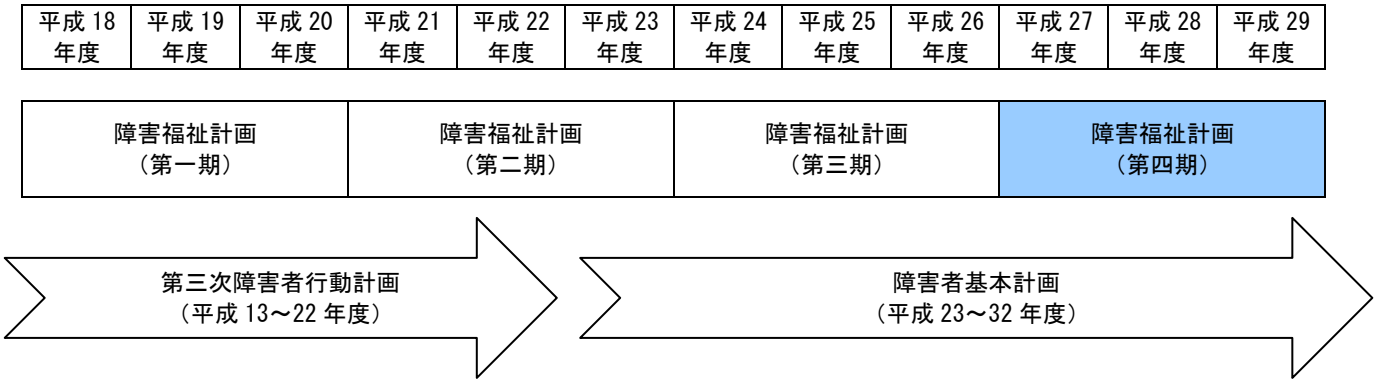

５　平成 29 年度の目標

目標１　施設入所者の地域生活への移行

（国の指針）

①地域生活への移行者数

平成 29 年度末の時点で、平成 25 年度末の施設入所者数の 12%以上が地域生活（グループホーム、自宅など）へ移行することを基本に、地域の実情を踏まえて設定する。

②施設入所者の削減数

平成 29 年度末の時点で、平成 25 年度末の施設入所者数から４％以上削減することを基本に、地域の実情を踏まえ設定する。

（本市の目標）

入所施設からの地域生活移行の目標達成のため、本人の意志の尊重と家族等の理解を得ることを重視し、関係機関と連携するとともに、退所希望者の状況把握と退所後の住居の確保をはじめ、就労先や日中活動の場、継続的な医療・介護、一貫した相談支援などを総合的に進めます。

①地域生活への移行者数

今後のサービス基盤整備を想定し、平成 26～29 年度までの４年間で、施設から地域への移行者数を 39 人（移行率 12.3%）とする。

	項　　目	数　値	備　　考
基準	施設入所者数	317 人	平成 26 年 3 月 31 日時点
現状	平成 22～25 年度の地域生活移行者数	25 人 （8.9%）	施設入所からグループホーム等への移行者数 （移行率）
目標	平成 26～29 年度の地域生活移行者数	39 人 （12.3%）	施設入所からグループホーム等への移行者数 （移行率）

②施設入所者の削減数

地域移行による退所が進む一方、在宅介護者の高齢化などによる新規入所の増加も想定し、平成 25 年度末時点から、平成 29 年度末の施設入所者数を 13 人削減（削減率 4.1%）する。

	項　　目	数　値	備　　考
基準	施設入所者数	317 人	平成 26 年 3 月 31 日時点
現状	平成 22～25 年度末の削減数	29 人 （9.1%）	削減見込み人数 （削減率）
目標	平成 26～29 年度の削減数	13 人 （4.1%）	削減見込み人数 （削減率）

目標２　地域生活支援拠点等の整備

（国の指針）

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、平成 29 年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも１拠点を整備する。

地域生活支援の拠点等に求められる機能としては、

・相談（地域移行、親元からの自立等）
・体験の機会、場（一人暮らし、グループホーム等）
・緊急時の受入れ、対応（ショートステイの利便性、対応力向上等）
・専門性（人材の確保・養成、連携等）
・地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

となる。

（本市の目標）

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、平成 29 年度末までに、少なくとも１拠点を整備します。

項　　目	数　値	備　　考
地域生活支援拠点等	１箇所	平成 30 年 3 月 31 日時点

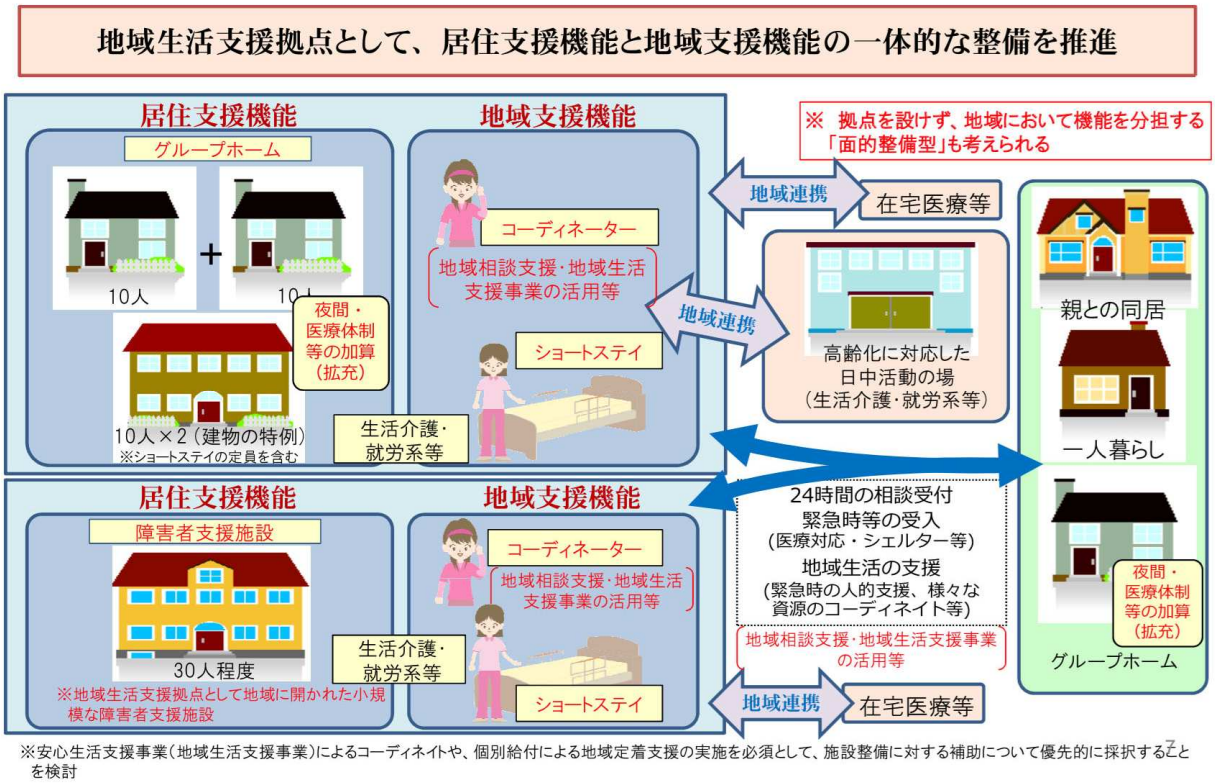

※安心生活支援事業（地域生活支援事業）によるコーディネイトや、個別給付による地域定着支援の実施を必須として、施設整備に対する補助について優先的に採択することを検討

目標３　福祉施設から一般就労への移行等

（国の指針）

①福祉施設から一般就労への移行者数

平成 29 年度（１年間）に、福祉施設利用者が一般就労に移行する人数を、平成 24 年度（１年間）の２倍以上を基本に、地域の実情を踏まえて設定する。

②就労移行支援事業の利用者数

平成 29 年度（１年間）に、就労移行支援事業を利用する人数を、平成 25 年度（１年間）で利用した人数の６割以上の増加を基本に、地域の実情を踏まえて設定する。

③就労支援事業所の就労移行率

平成 29 年度末時点で、期初における就労支援事業の利用者のうち３割以上が一般就労へ移行する事業所を、全体の５割以上とすることを基本に、地域の実情を踏まえて設定する。

（本市の目標）

①福祉施設から一般就労への移行者数

本市の状況を勘案し、平成 29 年度（１年間）で、就労移行支援事業所などを通じて、福祉施設利用者が一般就労に移行する割合を、平成 24 年度（１年間）の２倍とします。

	項　　目	数　値	備　　考
基準	一般就労者移行者数	52 人	平成 24 年度（１年間）
現状	平成 18～25 年度の一般就労移行者数の平均	36 人	８年間累計 287 人
目標	目標年度の一般就労移行者数	104 人	平成 29 年度（１年間）

（参考）国の考え方

- 一般就労した者とは、一般企業等に就職した者（就労継続支援（Ａ型）の利用者となった者を除く）、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。
- 数値目標の対象となる福祉施設とは、障害者総合支援法に基づく、障害者支援施設（施設入所支援）、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の事業所をいう。

②就労移行支援事業の利用者数

本市の状況を勘案し、平成 29 年度末時点の、就労移行支援事業の利用者数を、平成 25 年度末に対し６割以上の増加とします。

	項　　目	数　値	備　　考
現状	平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数	156 人	
目標	平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数、増加率	250 人 （60.3%）	平成 25 年度末に対する増加率

（参考）国の考え方

・ 数値目標の対象となる就労移行支援事業とは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の利用者数の合計。

③就労支援事業所の就労移行率

本市の状況を勘案し、平成 29 年度末時点で、期初における就労支援事業の利用者のうち３割以上が一般就労へ移行する事業所を、全体の５割以上とします。

	項　　目	数　値	備　　考
目標	平成 29 年度末の３割以上が一般就労へ移行している事業所数、割合	12 箇所 （50.0%）	平成 29 年度末の就労移行支援事業実施事業所数 24 箇所

（参考）国の考え方

・ 一般就労した者とは、一般企業等に就職した者（就労継続支援（Ａ型）の利用者となった者を除く）、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。

・ 数値目標の対象となる就労移行支援事業とは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の利用者数の合計。

（参考）「施設入所者の地域生活への移行」について（障害者アンケート結果）

Q：今、主に生活している場所（寝起きをしている場所）はどこですか。

A：「自宅にいる」が 88.0%と最も多い。「グループホーム・ケアホーム」、「入所施設」、「病院に入院中」、「その他」という回答は 3%前後となる。

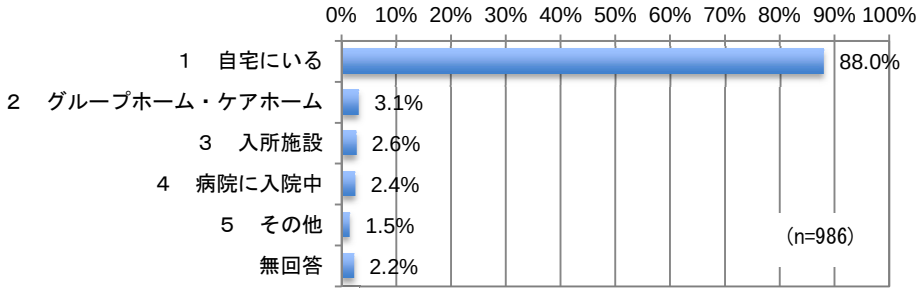

Q：「1　自宅」と答えた方にうかがいます。一緒に住んでいる方はいますか。あなたからみた関係でお答えください。

A：「配偶者（夫や妻）」が 50.5%と最も多い。次に、「親」32.4%、「子ども」29.3%と続いている。

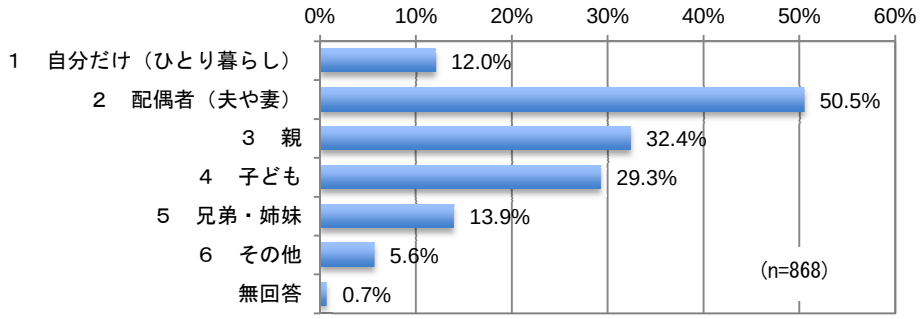

Q：あなたは、今後、誰と暮らしたいですか。

A：「家族と一緒に暮らしたい」が 67.6%と最も多い。次に、「一人で暮らしたい」13.9%となる。

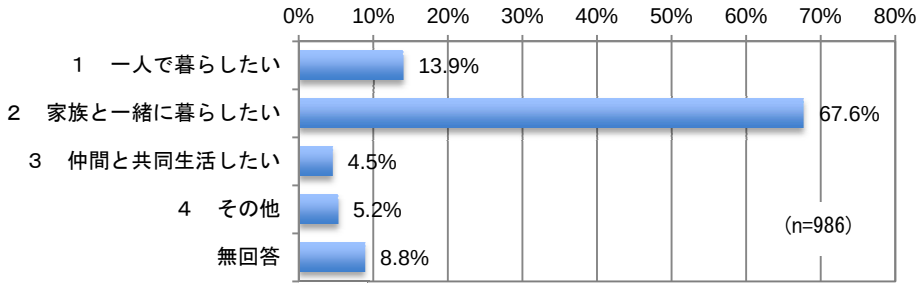

Ｑ：あなたは、今後、どこで暮らしたいですか。

Ａ：「自宅で暮らしたい」が 74.3％と最も多い。他の回答は、5％前後となる。

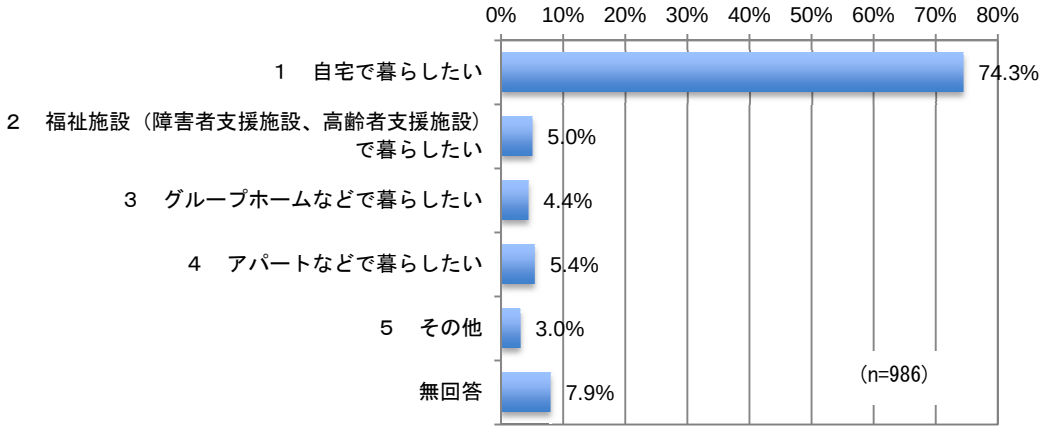

（参考）「福祉施設から一般就労への移行等」について（障害者アンケート結果）

Q：学校教育修了後の社会参加に関し、どのような福祉施策を望みますか。

A：「一般企業（会社など）の障害者雇用の拡大」が 37.4%と最も多い。次に、「障害者の特性に応じた作業所などの充実」32.7%、「官公庁（市役所など）の障害者雇用の拡大」27.1%と続いている。

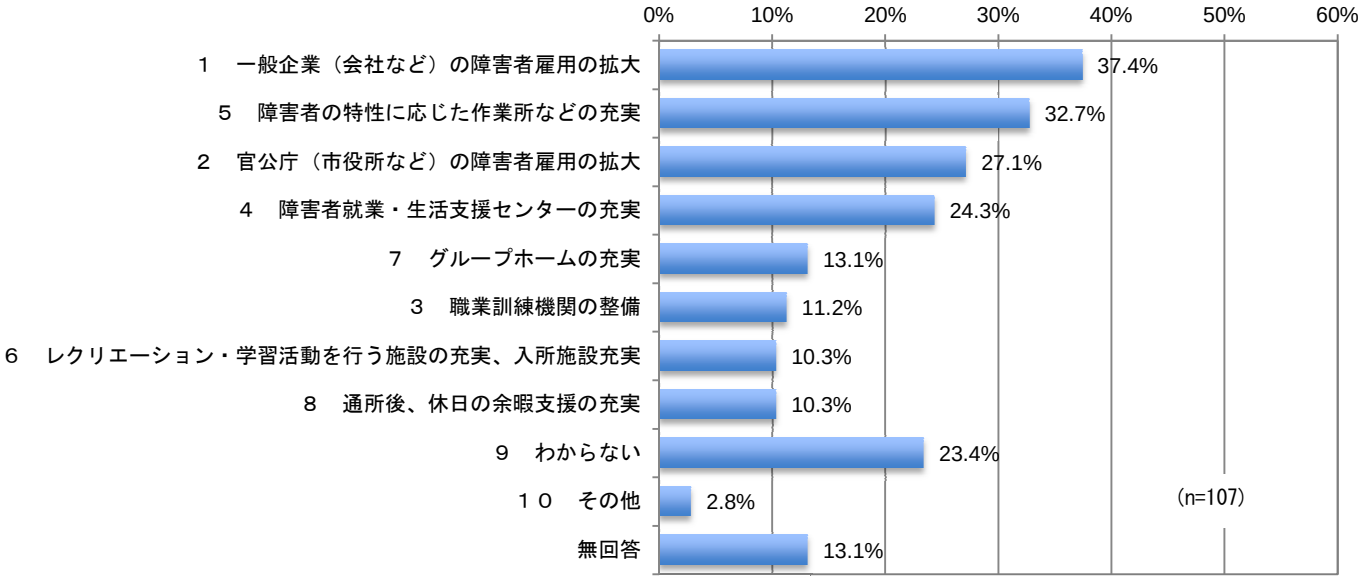

Q：あなたは、現在、働いていますか。

A：「働いていない」が 55.4%と最も多い。次に、「会社などでアルバイト・パートの社員・職員として働いている」9.1%、「会社などで正社員・正職員として働いている」7.3%と続いている。

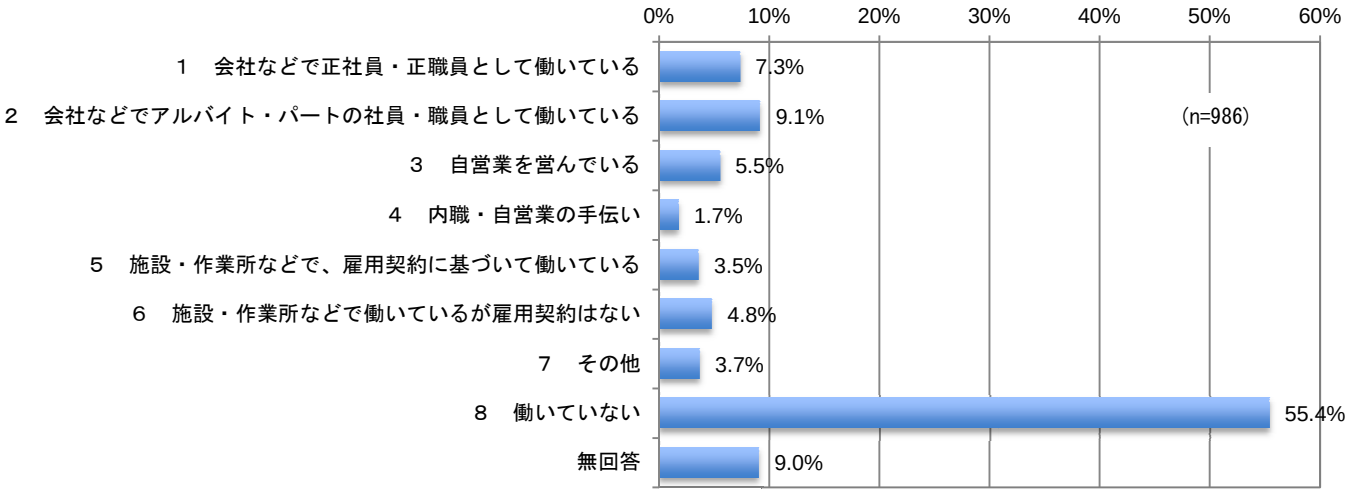

Q：「働いていない」人にお聞きします。働いていない、おもな理由は何ですか。

A：「年齢のため（幼少・高齢）」が 50.0％と最も多い。次に、「働きたいが、働けない」31.9％となる。

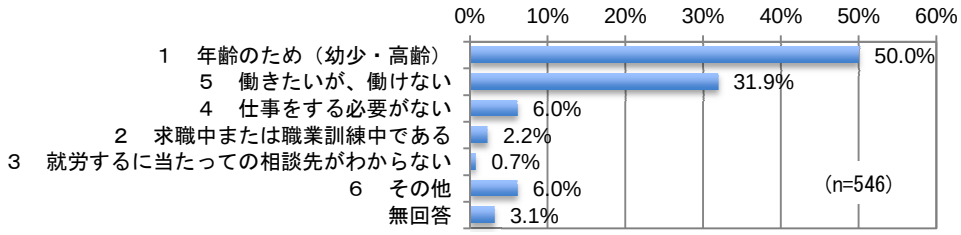

Q：「働きたいが、働けない」人にお聞きします。その理由は何ですか。

A：「障害によって体調が変動するため」48.9％、「障害が重い、病弱なため」46.6％が最も多い２項目となる。

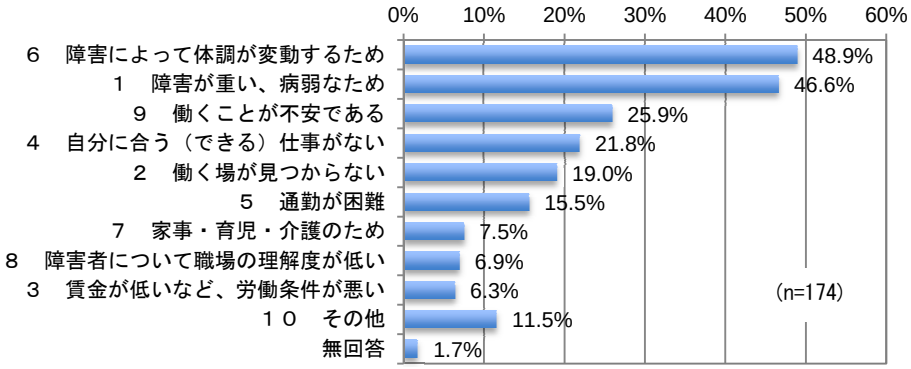

Q：全員の方にうかがいます。障害のある方が会社などで就労するにあたり、どのような配慮が必要だと思いますか。

A：「職場内で、障害に対する理解があること」が 50.1％と最も多い。次に、「障害の状況にあわせ、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること」41.6％となる。

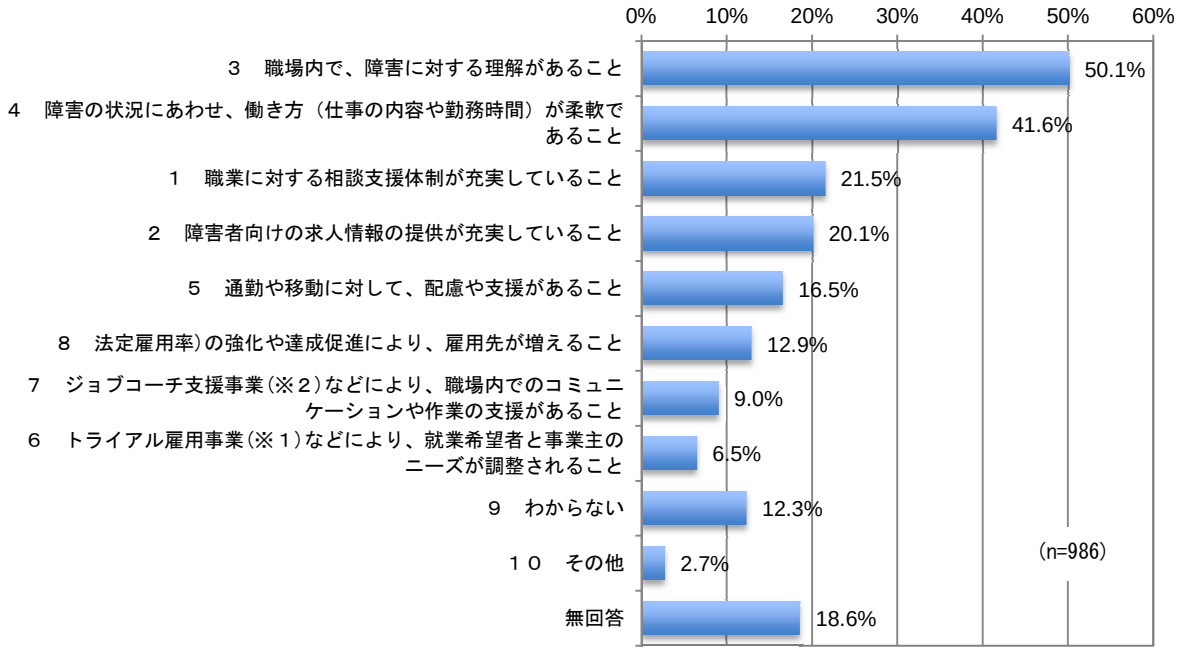

６　障害児支援

国は、「障害児については、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第２条第２項において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。」と規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。」と示しています。

本市においては、以下の点を考慮し体制の整備を検討していきます。

①児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の整備

- 児童発達支援センターに発達に不安のある子どもに関しての相談を受ける専用窓口を設置し専任の相談員を置き、早期支援につなげます。
- 児童発達支援センターを中核とし、長野市障害ふくしネット（協議会）及び児童発達支援事業所等との連携体制の強化を図り、重層的な障害児支援を図ります。
- 発達障害を含めた児童の障害について、市民や支援者などを対象とした啓発活動や研修事業を実施します。

②子育て支援に係る施策との連携

- 平成 27 年度から平成 31 年度を計画期間とする「長野市子ども・子育て支援事業計画」に「障害児支援の充実」の項目を組み入れています。
- 上記計画と本計画の整合を図るとともに、保育、医療、教育、福祉分野の円滑な連携により、成長、発達に応じた一貫した支援につなげます。
- 平成 26 年度にこども未来部に設置されたこども相談室と連携し、発達支援あんしんネットワーク事業を推進し、地域での支援を充実します。

③教育との連携

- 教育、保育、保健、福祉の担当課の参加により、庁内の連携会議を開催し、各分野の連携を図っていきます。
- 長野市障害ふくしネット（協議会）に市内の特別支援学校及び教育委員会並びに、保育の担当者が参加し、福祉との連携を図っていきます。
- 長野市障害者相談支援センターの相談員が、市内の小学校・中学校・高等学校を巡回訪問していきます。

特別支援学級、特別支援学校に通う児童・生徒数の推移（参考）

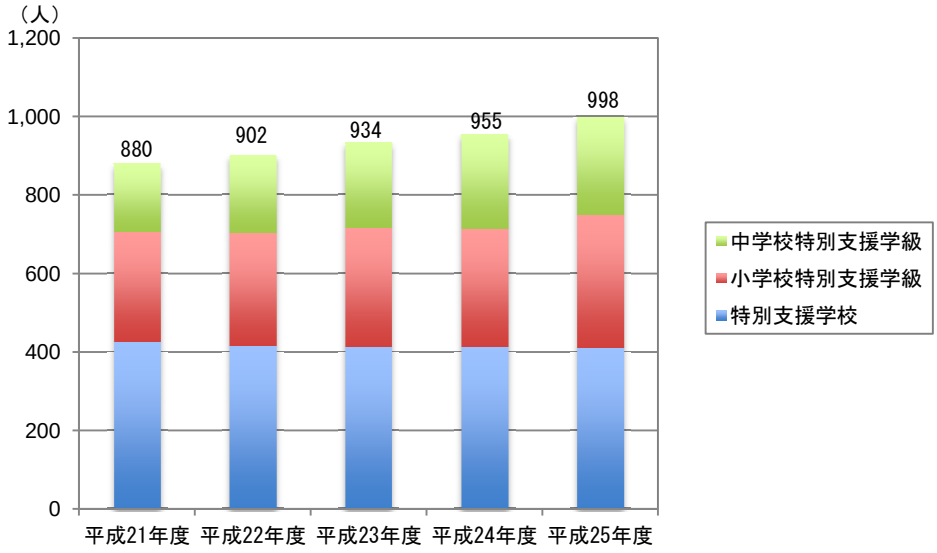

④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

・長野市障害者（児）施設医療ケア事業補助金により、障害福祉施設への看護師配置を促進することにより、医療ケアが必要な障害児の通所を支援します。

・長野障害ふくしネット（協議会）が、平成 26 年度に立ち上げた「医療的ケア支援委員会」において、福祉、医療、教育等の関係機関が特別な支援が必要な障害児に対しての個別課題を検討し、共通理解を深め、総合的な支援体制の確立につなげていきます。

７　権利擁護

（１）障害者の虐待防止

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であることから、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が、平成 26 年 6 月に制定されました。

この法律は、障害者に対する虐待を予防・早期発見して、障害者とその周辺などの世話をする養護者を支援することを目的にした法律です。

本市においても、「障害者虐待防止連携協議会」を設置し、関係機関が連携し、障害者に対する虐待への対応を図るとともに、障害者の権利・利益を擁護できるよう取り組んでいきます。

（２）障害を理由とする差別解消

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」は、障害を理由とする差別の禁止に関する具体的な規定を示し、それが守られるための具体的な措置等を定めることにより、障害者基本法第４条の差別の禁止の基本原則を具体化し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に、平成 25 年 6 月に制定されました。

本市においても、差別を解消する措置を具体化するために取り組むとともに、差別を解消するための支援措置を講じていきます。

８　障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体の受注機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的に、「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が制定され、平成 25 年 4 月 1 日に施行されました。

本市においても、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、調達の推進についての事項を定めて取り組んでいきます。

９　サービスの円滑な提供に向けて

（１）長野市障害ふくしネット（協議会）との連携

本市の障害者支援の中心的役割を担う、長野市障害ふくしネット（協議会）と市がより一層、綿密に連携しながら、障害福祉サービスの質の向上と計画の着実な推進に努めます。

また、障害者アンケート結果をみると、長野市障害ふくしネット（協議会）の認知度が十分とはいえないことから、市としても長野市障害ふくしネット（協議会）の認知度の向上に努めます。

更に、多くの障害者及びその家族、多くの専門機関が参加することにより、誰もが人権を尊重されながら暮らす「共生社会」、つまり、障害があっても地域で自分らしく暮らせるまちづくりに向け、一緒に取り組んでいく体制の強化を目指します。

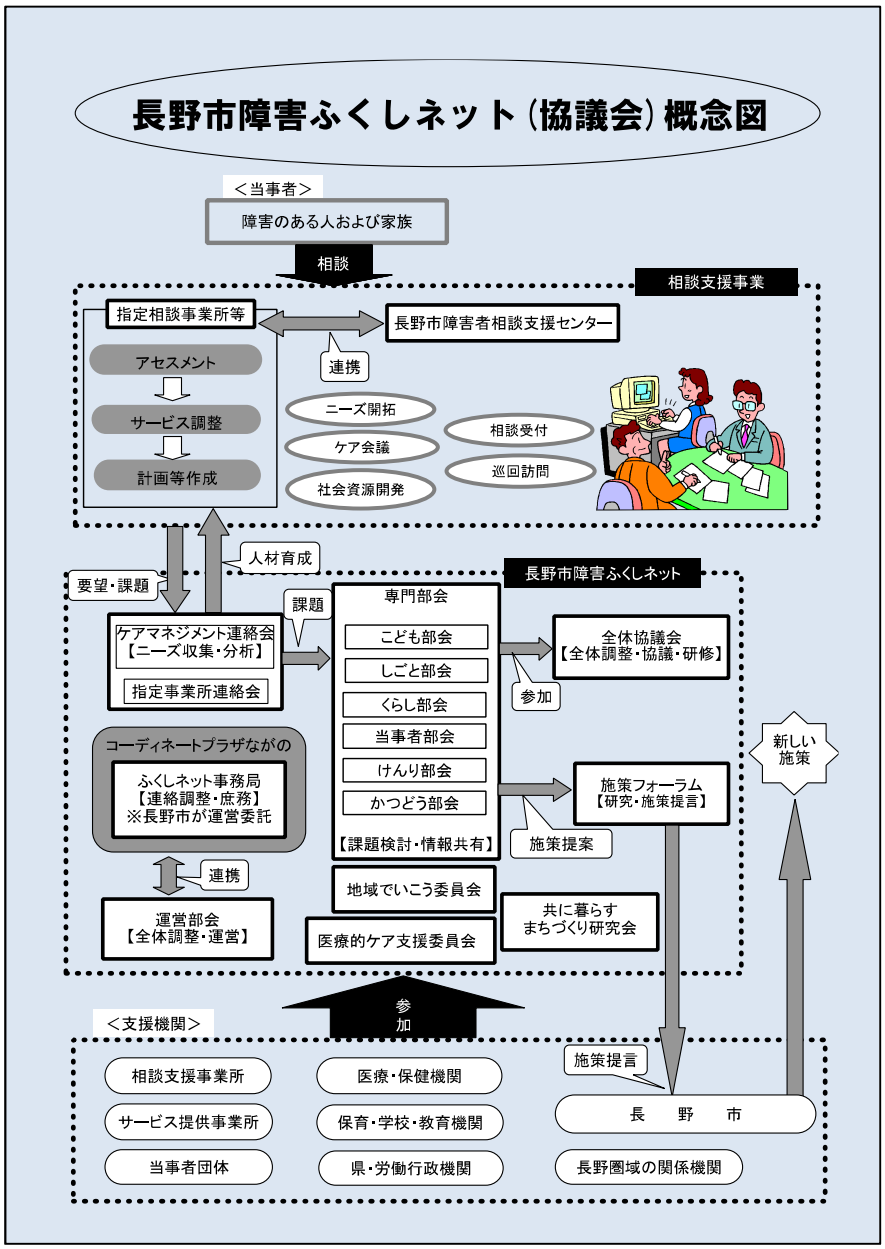

長野市障害ふくしネット（協議会）の主な活動（平成 25 年度）

課題ごとの協議回数			
権利擁護関係	11 回	退院促進関係	12 回
就労関係	11 回	子ども関係	11 回
相談支援関係	57 回	地域生活･生活支援関係	10 回
施策提言意見集約の協議	７回		
上記を含む定例会開催		173 回	
全体協議会		２回	

（２）県と連携した基盤整備

障害福祉サービスの基盤整備（人材、サービス事業者の育成など）について、県や近隣自治体と連携しながら利用ニーズ（意向・要望）に対応できる環境づくりを進めます。

（３）制度改正への対応

国・県と連携しながら、制度の改正などに適切な対応と情報提供を行い、サービス利用の促進に努めます。

（４）サービス・事業内容の一層の周知

利用者が必要なサービスを適正に利用できるよう、市、福祉施設、医療機関、当事者団体、長野市障害ふくしネット（協議会）など関係機関が連携し、サービス・事業内容の一層の周知に努めます。

（５）質の高い事業運営

利用者が必要なサービスを適正に利用できるよう、調査員や障害支援区分認定審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と障害者のニーズ（意向・要望）に応じた支給決定に努めます。

多くの事業者では内部研修に加えて、外部機関（県、各種団体など）の研修も継続的に受講し、職員のスキルアップに取り組んでいます。加えて、利用者が期待するサービスの質の向上を図っていきます。

（６）市独自の障害者支援策の研究

事業者及び当事者団体からの意見や提案を定期的に把握し、庁内関係部局と長野市障害ふくしネット（協議会）施策フォーラムにおいて有効性・効率性・実行性の観点から検討し、優先順位の高い提案から、順次、事業化していくよう努めます。

10　計画の達成状況の評価及び改善

国の基本指針では、成果目標及び活動指標については、少なくとも１年に１回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講じるものとしています。

本市においても、成果目標及び活動指標等の実績に基づく分析を行い、計画の改善を図っていきます。

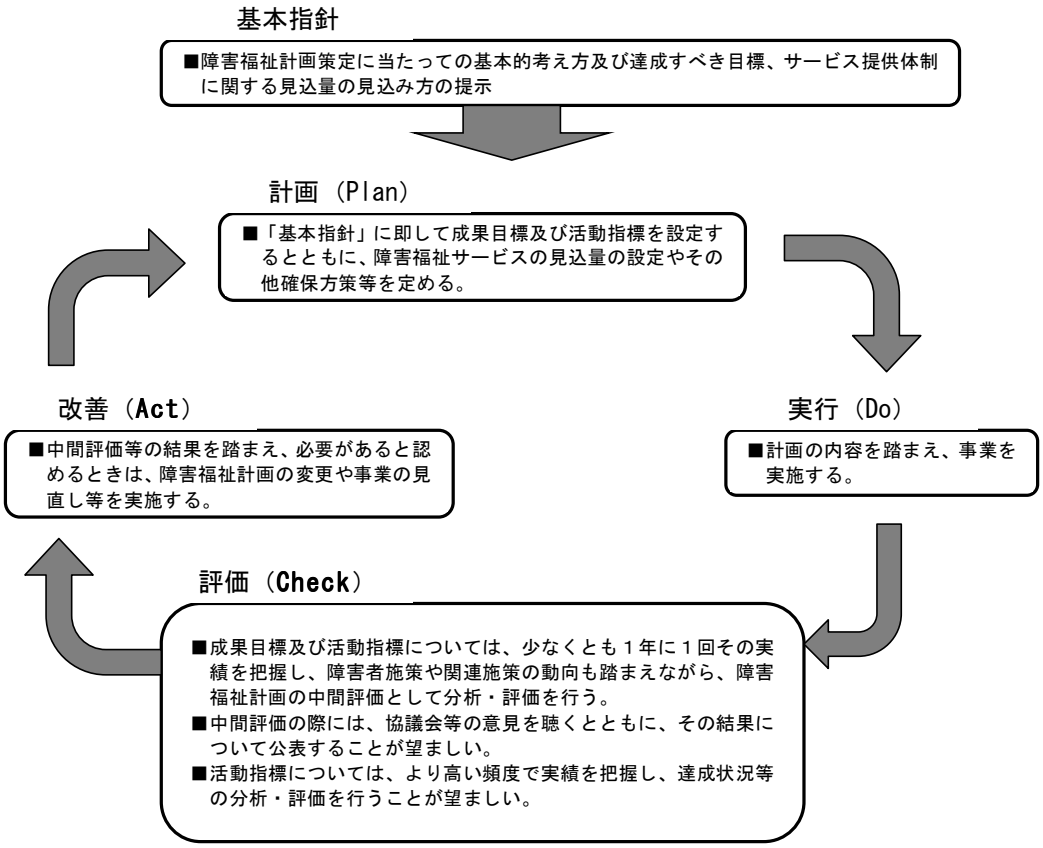

ＰＤＣＡサイクルのプロセスイメージ

（参考）「障害児支援」について（障害者アンケート結果）

Q：現在、通園・通学をしていますか。

A：「通園、通学はしていない」41.0%、無回答 46.6%が多い回答となる。通園・通学をしている中では、「小・中学校、高等学校（普通学級）」が 4.0%と最も多い。

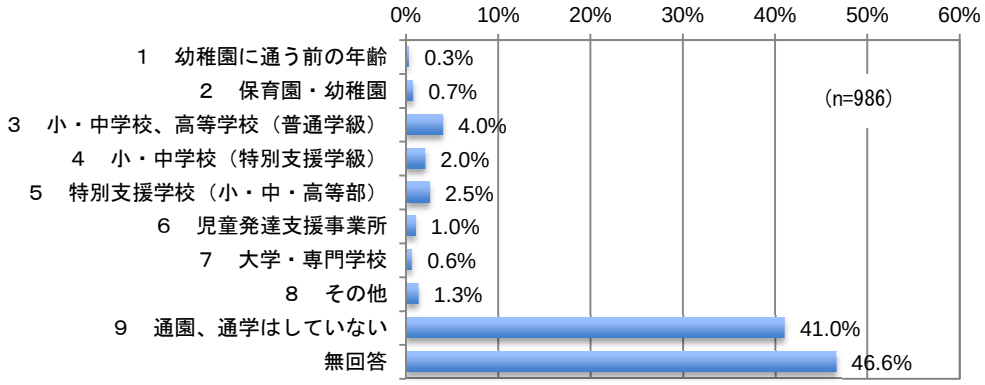

＜ 以下、37 ページまでの設問について障害児（０歳から 18 歳）までの回答を集計 ＞

Q：未就園・未就学の子どもを育てていく上で、不安な点、困っていることはありますか。

A：「特にない」が 22.4%と最も多い。次に、「地域の園に通えるのか不安」17.8%、「相談先がわかりにくい」16.8%と続いている。

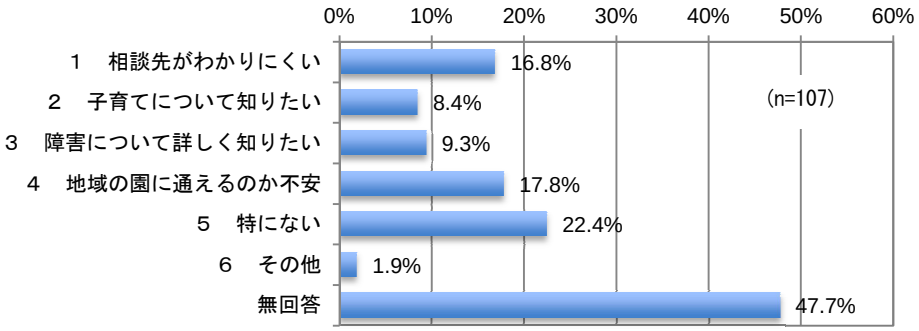

Q：就学について、不安な点、困っていることはありますか。

A：「特にない」が 27.1%と最も多い。次に、「子どもに必要な教育がわからない」20.6%と続いている。

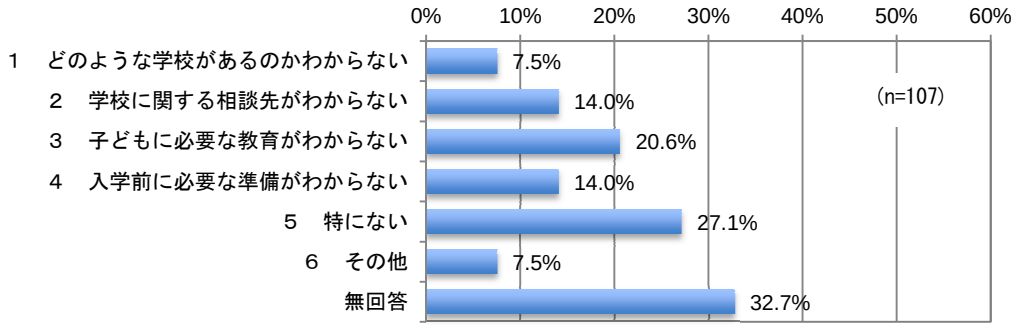

Ｑ：学校・園生活を送る上で、不安な点、困っていることはありますか。

Ａ：「友達とうまく関われない」24.3%、「学習サポート体制が不十分」23.4%が、最も多い２項目となる。次に、「通園・通学手段が大変」19.6%と続いている。

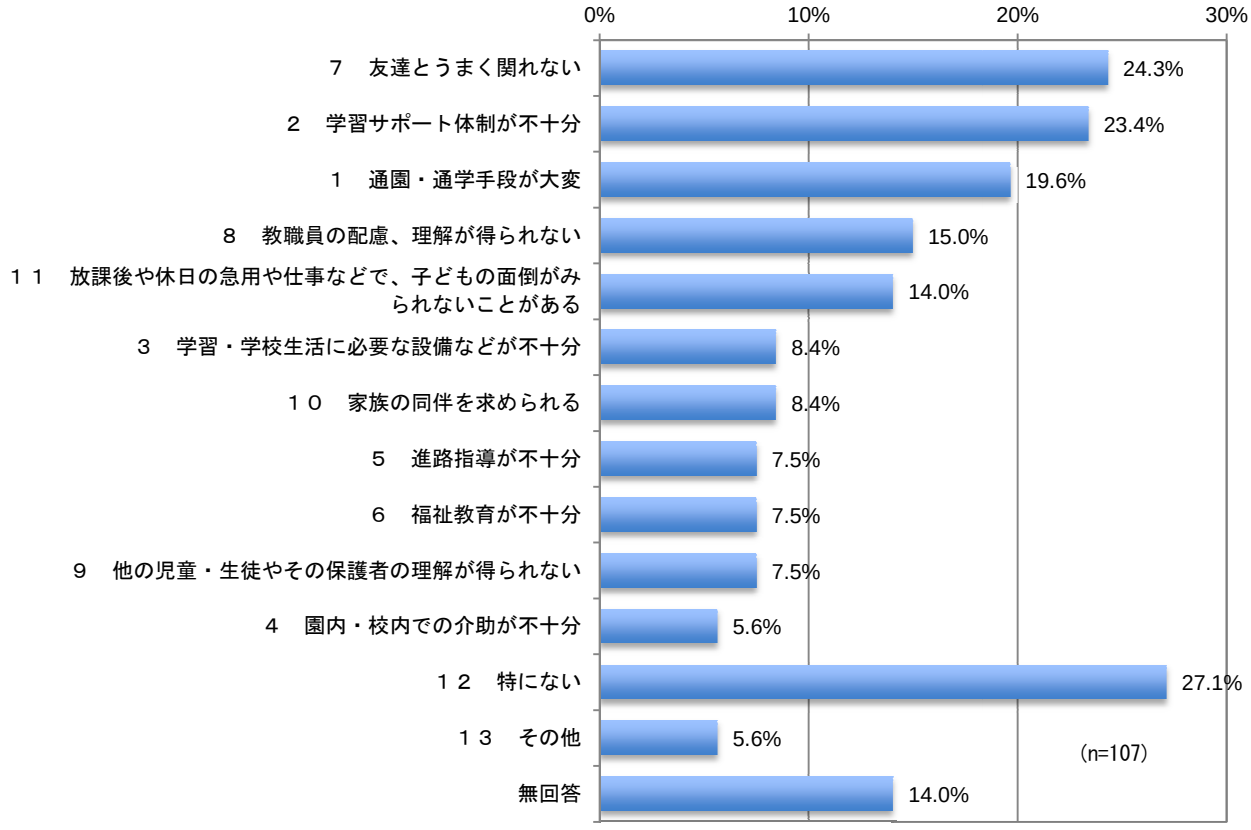

Ｑ：学校・園以外の生活について、困っていることはありますか。

Ａ：「急な用事がある時に子どもを預かってくれる先がない」24.3%、「学齢期に通える放課後等デイサービスの受け入れ先が足りない」22.4%、「どんなサービスが利用できるのかわからない」21.5%が、回答の多い３項目となる。その一方で、「わからない」21.5%という回答も約２割となる。

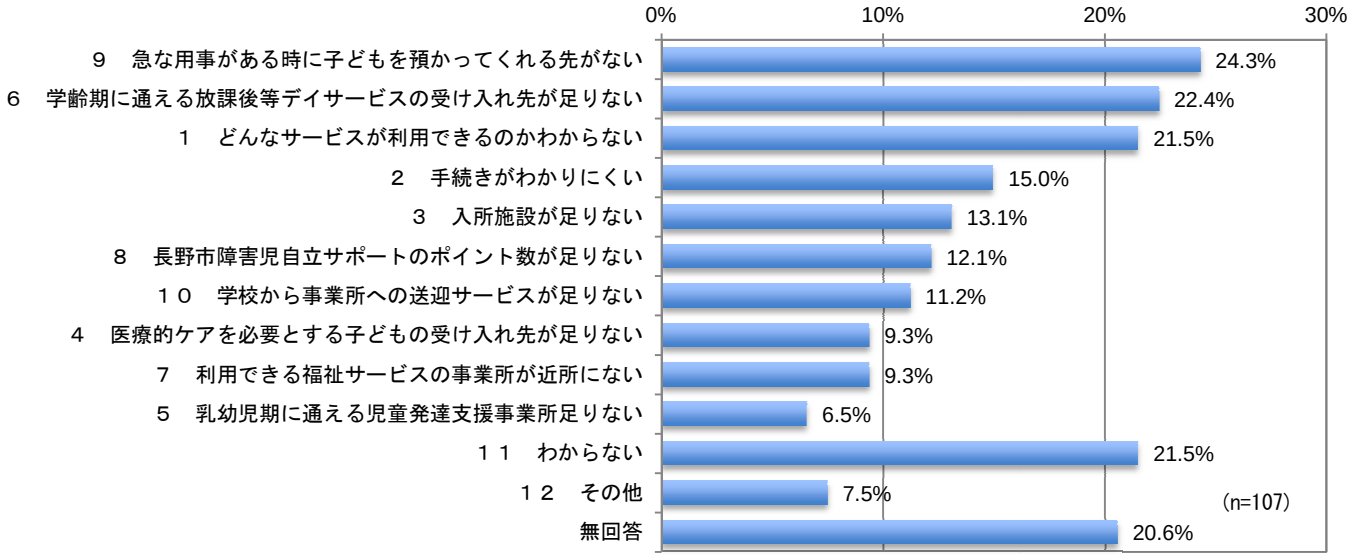

Ｑ：学校教育修了後の社会参加に関し、どのような福祉施策を望みますか。

Ａ：「一般企業（会社など）の障害者雇用の拡大」が 37.4％と最も多い。次に、「障害者の特性に応じた作業所などの充実」32.7％、「官公庁（市役所など）の障害者雇用の拡大」27.1％と続いている。

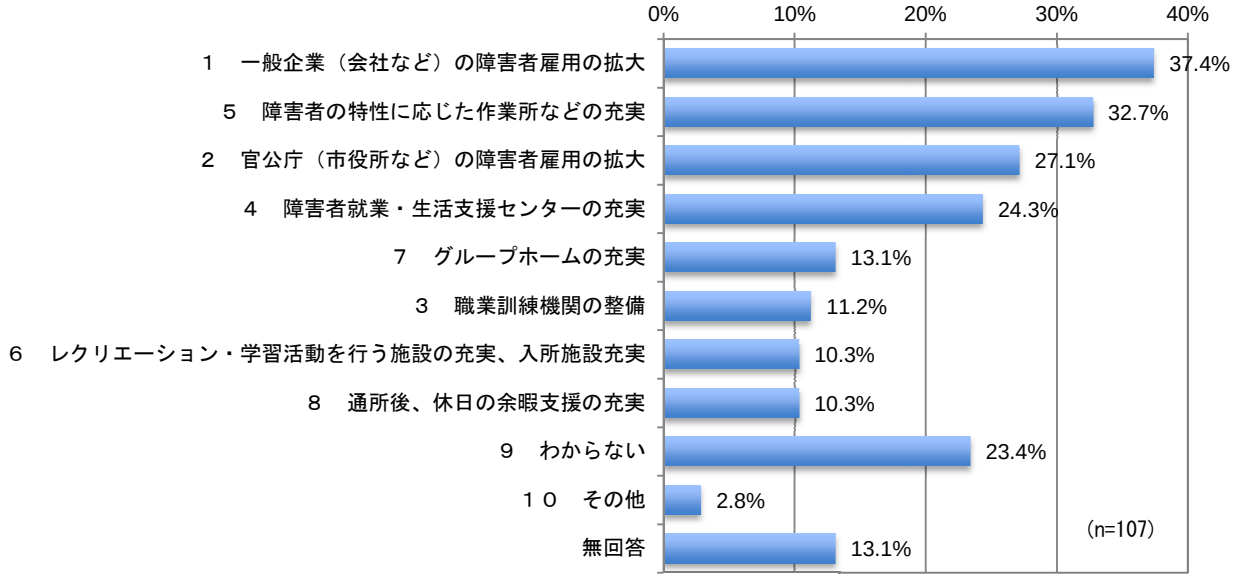

（参考）「権利擁護」について（障害者アンケート結果）

Q：虐待防止法を知っていますか。

A：「知っている」が 49.7％と約半数となる。「知らない」は 41.3％となる。

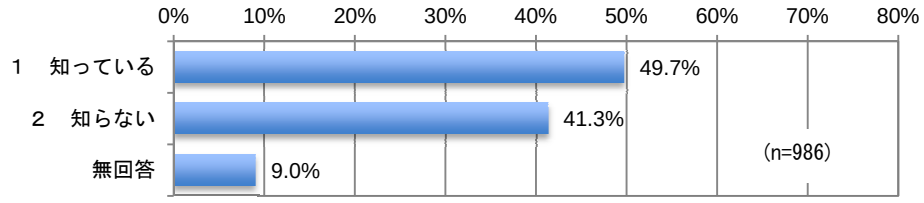

（参考）「長野市障害ふくしネット（協議会）との連携」について（障害者アンケート結果）

Q：あなたは長野市障害ふくしネット（協議会）を知っていますか。

A：「知っている」が 22.5％、「知らない」71.8％となる。

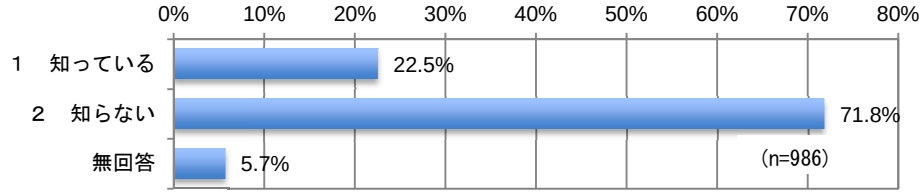

Q：「知っている」と答えた方にうかがいます。これまでに参加したことはありますか。

A：「参加したことはない」25.2％、「参加したことがある」3.5％となる。

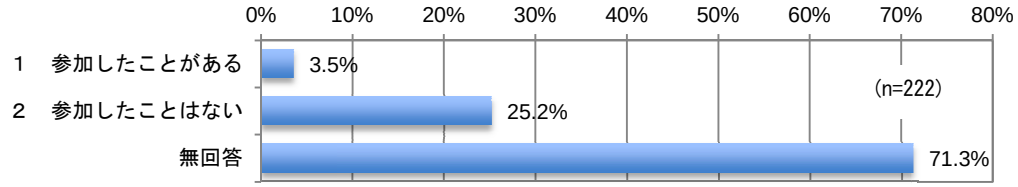

Q：今後、長野市障害ふくしネット（協議会）で取り組んでいる、学習会など、一般に公開している活動に参加したいと思いますか。

A：「参加したい」が 18.6％、「参加しなくていい」が 18.5％となる。

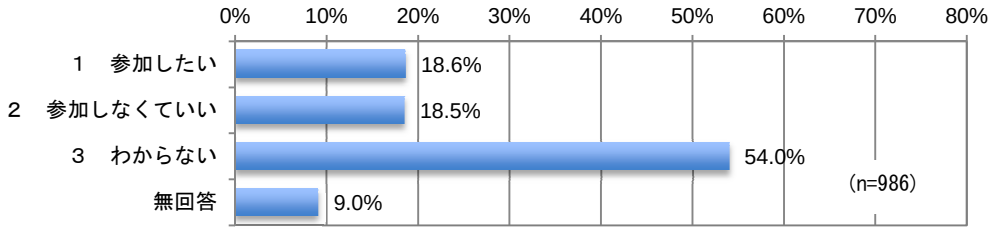

第２編　各論

第２編　各論

第１章　障害福祉サービスの充実

１　訪問系サービス

誰でも、住み慣れた地域社会や家庭で安心して暮らすことができるよう、制度改正に適切に対応しながら、障害者等の在宅支援を図るサービスを提供します。

＜利用状況＞

訪問系サービスでは、サービス利用が年々増加しています。重度訪問介護については、横ばい傾向にあります。

＜今後のサービス見込み量＞

訪問系サービスは、施設・病院から在宅に移行する人、特別支援学校を卒業した人、新たに利用する人、サービス基盤の充実などによる増加を想定し、サービス量を見込みます。

		第三期計画期間			第四期計画期間		
種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	時間／月	8,828	9,172	9,200	9,386	9,572	9,758
	人／月	437	457	460	472	484	496
重度訪問介護	時間／月	605	747	747	747	747	747
	人／月	6	6	6	6	6	6
同行援護	時間／月	575	643	737	818	858	878
	人／月	49	56	62	69	72	73
行動援護	時間／月	1,218	1,320	1,320	1,371	1,422	1,473
	人／月	51	55	55	57	59	61
合計	時間／月	11,226	11,882	12,004	12,322	12,599	12,856
	人／月	543	574	583	604	621	636

注１）平成 24 年度及び 25 年度は実績。平成 26～29 年度は見込み。

※単位について

・「時間／月」…月当たりの平均サービス提供時間　・「人／月」…月当たりの平均利用人数

・「人日分／月」…「月当たりの平均利用人数」×「１人１月当たりの平均利用日数」

・「件／年」…年間のサービス提供件数　・「人／年」…年間の利用人数　・「時間／年」…年間のサービス提供時間

＜サービスの確保策＞

今後も現状のサービス水準の維持に留まらず、障害者などの多様な要望や進行する高齢化社会などに的確に対応する質の高いサービスを提供するため、サービス提供の基盤となるサービス事業所の確保や、障害福祉に携わる人の技術向上のための研修などの人材育成に一層努めます。

＜サービス概要とサービス基盤の見込み＞

サービス	概要	市内事業所	
		H26 年度末	H29 年度末
居宅介護 （ホームヘルプ）	居宅における入浴、排せつまたは食事の介護などを行います。	４９	５０
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対し、居宅における入浴、排せつまたは食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。	４８	４９
同行援護	重度の視覚障害で移動に困難を有する障害者などに対し、外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の援護（視覚的情報の支援、排せつ・食事などの介護）を行います。	１９	１９
行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を要する方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などを行います。	８	８

※事業所数は見込み数

２　日中活動系サービス

生活支援、自立訓練、就労支援などのサービスを提供します。

（１）生活介護

＜利用状況＞

生活介護の利用者数は、年々増加しています。

＜今後のサービス見込み量＞

施設・病院から在宅に移行する人、特別支援学校を卒業した人、新たに利用する人、サービス基盤の充実などによる増加を想定し、サービス量を見込みます。

		第三期計画期間			第四期計画期間		
種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	人日分／月	12,889	13,110	13,431	13,702	13,973	14,244
	人／月	686	703	710	722	734	746

注）平成 24 年度及び 25 年度は実績。平成 26～29 年度は見込み。

＜サービスの確保策＞

県と広域的な調整を図る中で、増加が見込まれるサービス量の提供とサービスの質の向上に努めます。

＜サービス概要とサービス基盤の見込み＞

サービス	概要	市内事業所	
		H26 年度末	H29 年度末
生活介護	常時介護を必要とする障害者に対し、主として昼間において行われる、入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供などを行います。	３２	３５

※事業所数は見込み数

（２）自立訓練

＜利用状況＞

自立訓練の利用者数、１人あたりの利用日数は、機能訓練は横ばい、生活訓練は減少の傾向にあります。

＜今後のサービス見込み量＞

施設・病院から在宅に移行する人、特別支援学校を卒業した人、新たに利用する人を想定し、サービス量を見込みます。

		第三期計画期間			第四期計画期間		
種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練（機能訓練）	人日分／月	354	334	400	400	400	400
	人／月	22	22	22	22	22	22
自立訓練（生活訓練）	人日分／月	1,340	1,074	537	550	550	550
	人／月	91	75	36	40	40	40

注）平成 24 年度及び 25 年度は実績。平成 26～29 年度は見込み。宿泊型は含まない。

＜サービスの確保策＞

県と広域的な調整を図りつつ、サービス量の確保とサービスの質の向上に努めます。

＜サービス概要とサービス基盤の見込み＞

サービス	概要	市内事業所	
		H26 年度末	H29 年度末
自立訓練（機能訓練）	身体障害者を対象とした、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事などの訓練を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。	1	1
自立訓練（生活訓練）	知的障害者・精神障害者を対象とした、食事や家事などの日常生活能力向上のための支援を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。	6	6

※事業所数は見込み数

（３）就労移行支援

＜利用状況＞

就労移行支援の利用者数は減少、１人あたりの利用日数はほぼ横ばい傾向にあります。

＜今後のサービス見込み量＞

施設・病院から在宅に移行する人、特別支援学校を卒業した人、新たに利用する人、サービス基盤の充実などによる増加を想定し、サービス量を見込みます。

		第三期計画期間			第四期計画期間		
種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行支援	人日分／月	2,954	2,657	2,213	2,905	3,613	4,322
	人／月	170	156	128	168	209	250

注）平成 24 年度及び 25 年度は実績。平成 26～29 年度は見込み。

＜サービスの確保策＞

県と広域的な調整を図りつつ、増加が見込まれるサービス量の提供とサービスの質の向上に努めます。

一般企業の障害者雇用が拡大するよう、長野市障害ふくしネット（協議会）と連携を図り、企業、労働関係機関、県との情報交換を継続していきます。

＜サービス概要とサービス基盤の見込み＞

サービス	概要	市内事業所	
		H26 年度末	H29 年度末
就労移行支援	企業などへの就職または在宅での就労・起業を希望する 65 歳未満の障害者に対し、一定期間（2 年間）にわたり、事業所内や企業における生産活動などの機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。 また、適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。	２１	２４

※事業所数は見込み数

（４）就労継続支援

＜利用状況＞

就労継続支援（Ａ型）は雇用契約に基づき就労支援を行うサービスです。利用者数はやや増加し、1 人あたりの利用日数はほぼ横ばいで推移しています。

就労継続支援（Ｂ型）は雇用契約を結ばずに生産活動などの機会を提供するサービスです。利用者数は年々増加しています。1 人あたりの利用日数はほぼ横ばいで推移しています。

＜今後のサービス見込み量＞

施設・病院から在宅に移行する人、新たに利用する人、サービス基盤の充実などによる増加を想定し、サービス量を見込みます。

		第三期計画期間			第四期計画期間		
種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援（Ａ型）	人日分／月	1,496	1,569	1,571	1,609	1,647	1,685
	人／月	79	84	82	84	86	88
就労継続支援（Ｂ型）	人日分／月	9,874	11,204	12,274	13,249	13,739	13,993
	人／月	610	678	726	784	813	828

注）平成 24 年度及び 25 年度は実績。平成 26～29 年度は見込み。

＜サービスの確保策＞

就労継続支援（Ａ型）は現行のサービス量とほぼ同程度を見込んでいることから、サービスの質の向上を図りながら、着実なサービスの提供に努めます。就労継続支援（Ｂ型）は県と広域的な調整を図りつつ、増加が見込まれるサービス量に対する着実な提供とサービスの質の向上に努めます。

また、長野市障害ふくしネット（協議会）と連携を図り、市内のサービス事業所の要望や提案を継続的に把握しながら、事業環境の改善に取り組みます。

＜サービス概要とサービス基盤の見込み＞

サービス	概要	市内事業所	
		H26 年度末	H29 年度末
就労継続支援 （Ａ型）	①就労移行支援事業を利用したが企業などの雇用に結びつかなかった方、②盲・ろう・養護学校の卒業後就職活動を行ったが企業などの雇用に結びつかなかった方、③就労経験があるが現に雇用関係の状態にない方などで、65 歳未満の障害者に対し、事業所との雇用契約に基づく生産活動などの機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。 また、知識・能力の高まった方に対し、一般就労に向けた支援を行います。	５	５
就労継続支援 （Ｂ型）	①企業などや就労継続支援（Ａ型）での就労経験を持つものの年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方、②就労移行支援事業を利用したが企業などや就労継続支援事業（Ａ型）の雇用に結びつかなかった方、③以上に該当しないが 50 歳に達している方や試行の結果、企業などの雇用、就労移行支援事業や就労継続支援（Ａ型）の利用が困難と判断された方などに対し、雇用契約は結ばずに生産活動などの機会を提供します。 また、知識・能力の高まった方に対し、就労に向けた支援を行います。	４０	４３

※事業所数は見込み数

（５）短期入所

＜利用状況＞

短期入所の利用者は、少しずつ増加しています。1 人あたりの利用日数は、横ばい傾向にあります。

＜今後のサービス見込み量＞

施設や病院から在宅に移行する人、介護者の入院やレスパイト（日常的なケアから一時的な開放、介護者の休息）などを理由に新たに利用する人、サービス基盤の充実などによる増加を想定し、サービス量を見込みます。

		第三期計画期間			第四期計画期間		
種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所	人日分／月	847	993	999	1,075	1,151	1,227
	人／月	145	155	163	172	181	190

注）平成 24 年度及び 25 年度は実績。平成 26～29 年度は見込み。

＜サービスの確保策＞

県と広域的な調整を図る中で、複数の障害福祉サービスを提供できる多機能型の事業所を確保し、増加が見込まれるサービス量の提供とサービスの質の向上に努めます。

＜サービス概要とサービス基盤の見込み＞

サービス	概要	市内事業所	
		H26 年度末	H29 年度末
短期入所 （ショートステイ）	居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設などへの短期間の入所を必要とする障害者が短期間の入所をし、入浴、排せつ、または食事の介護などを行います。	１９	２２

※事業所数は見込み数

（６）療養介護

＜利用状況＞

療養介護の利用者は、ほぼ横ばいで推移しています。

＜今後のサービス見込み量＞

サービス利用者の特性から利用者数の変動が少ないことを想定し、第三期計画期間を踏まえてサービス量を見込みます。

		第三期計画期間			第四期計画期間		
種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
療養介護	人／月	76	81	82	85	85	85

注）平成 24 年度及び 25 年度は実績。平成 26～29 年度は見込み。

＜サービスの確保策＞

現行のサービス量とほぼ同程度を見込んでいることから、サービスの質の向上を図りながら、着実なサービスの提供に努めます。

＜サービス概要とサービス基盤の見込み＞

サービス	概　　要
療養介護	医療を要する障害者で常時介護を必要とする方に対し、主として昼間において、病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。

３　居住系サービス

地域での生活基盤である居住の場となるサービスを提供します。

（１）共同生活援助

＜利用状況＞

共同生活援助の利用者数は、やや増加傾向にあります。

＜今後のサービス見込み量＞

施設や病院から在宅に移行する人、家族同居から独立する人、サービス基盤の充実などによる増加を想定し、サービス量を見込みます。

		第三期計画期間			第四期計画期間		
種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	人／月	427	434	435	446	457	468

注）平成 24 年度及び 25 年度は実績。平成 26～29 年度は見込み。

＜サービスの確保策＞

社会福祉施設に入所している障害者や、精神科病院から退院可能な障害者の地域移行が進められており、今後も重要な基盤のひとつです。

そのため、県と広域的な調整を図りつつ、サービス事業所の増加とともに、サービスの質の向上に取り組みます。

また、長野市障害ふくしネット（協議会）と協力し、利用に対する潜在的なニーズの把握に努めます。

＜サービス概要とサービス基盤の見込み＞

サービス	概要	市内事業所	
		H26 年度末	H29 年度末
共同生活援助	共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の必要な日常生活上の援助を行います。	１００	１０８

※事業所数は見込み数

（２）施設入所支援

＜利用状況＞

施設入所支援の利用者数は、やや減少傾向にあります。

＜今後のサービス見込み量＞

第三期計画期間の実績を踏まえ、サービス量を見込みます。

		第三期計画期間			第四期計画期間		
種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設入所支援	人／月	327	317	313	310	307	304

注）平成 24 年度及び 25 年度は実績。平成 26～29 年度は見込み。

＜サービスの確保策＞

県と広域的な調整を図りつつ、サービス事業所の確保とサービスの質の向上に努めます。

＜サービス概要とサービス基盤の見込み＞

サービス	概要	市内事業所	
		H26 年度末	H29 年度末
施設入所支援	主として夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	６	６

※事業所数は見込み数

（参考）「生活への支援・サービス」について（障害者アンケート結果）

Q：生活のためのサービスの満足度、今後の利用意向

A：「障害児通所支援」が 44.0％と最も満足度が高い。「生活介護」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型）」、「外出時の支援」、「日常生活用具の給付」も、４割前後の満足度となる。一方、「居宅介護（ホームヘルプ）」、「短期入所（ショートステイ）」は、満足度が２割未満となる。

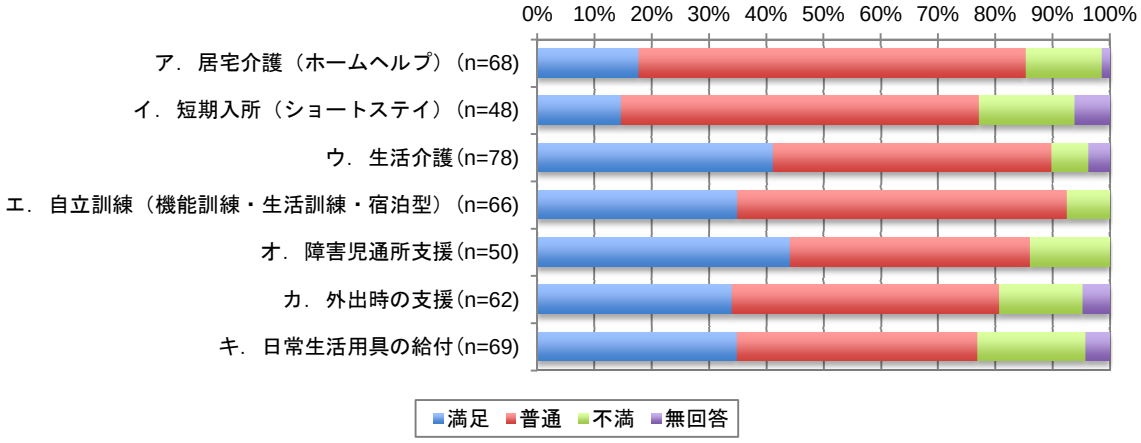

A：今後利用したい生活のためのサービスは、「特にない」34.6％と最も多い。次に、「家の人が病気の時などに、施設に泊まる援助（短期入所（ショートステイ））」15.6％、「外出時の援助（行動援護、同行援護）」11.1％、「外出時における移動の介助（移動支援）」9.9％と続いている。

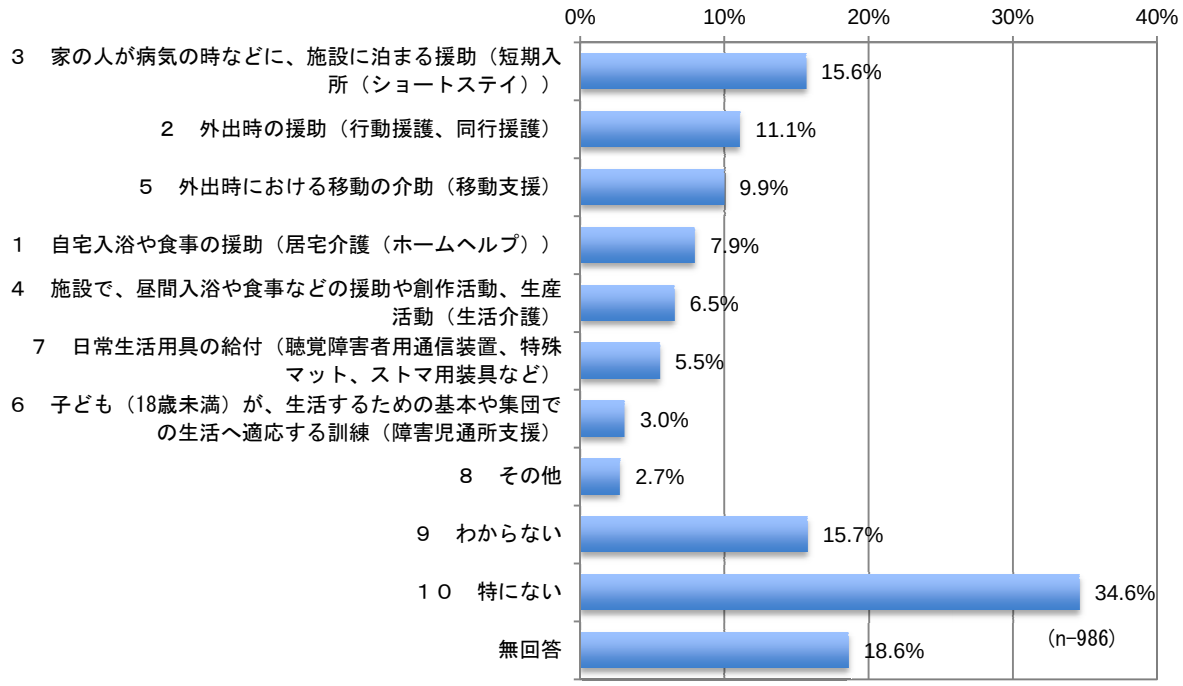

Q：働くため、社会へ出て活動するためのサービスの満足度、今後の利用意向

A：「就労継続支援（A型・B型）」が 34.2%と最も満足度が高い。「就労移行支援」も約３割の満足度となる。一方、「地域活動支援センター」、「コミュニケーションの支援」は約２割の満足度となる。

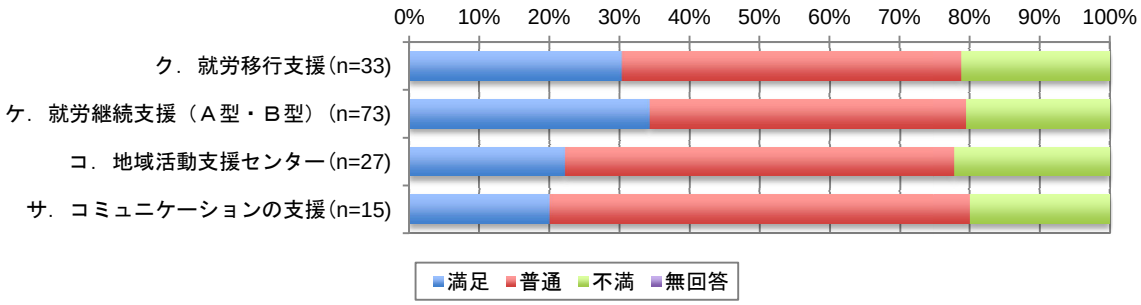

A：今後利用したい働くため、社会に出て活動するためのサービスとしては、「特にない」34.3%が最も多い。一方、「施設に通い、会社で働くための訓練（就労移行支援）」、「創作活動や生産活動、仲間との交流（地域活動支援センター）」、「施設に通い、生活するための訓練（自立訓練）」、「施設に通い、仕事をする（就労継続支援Ｂ型）」は、８％前後となる。

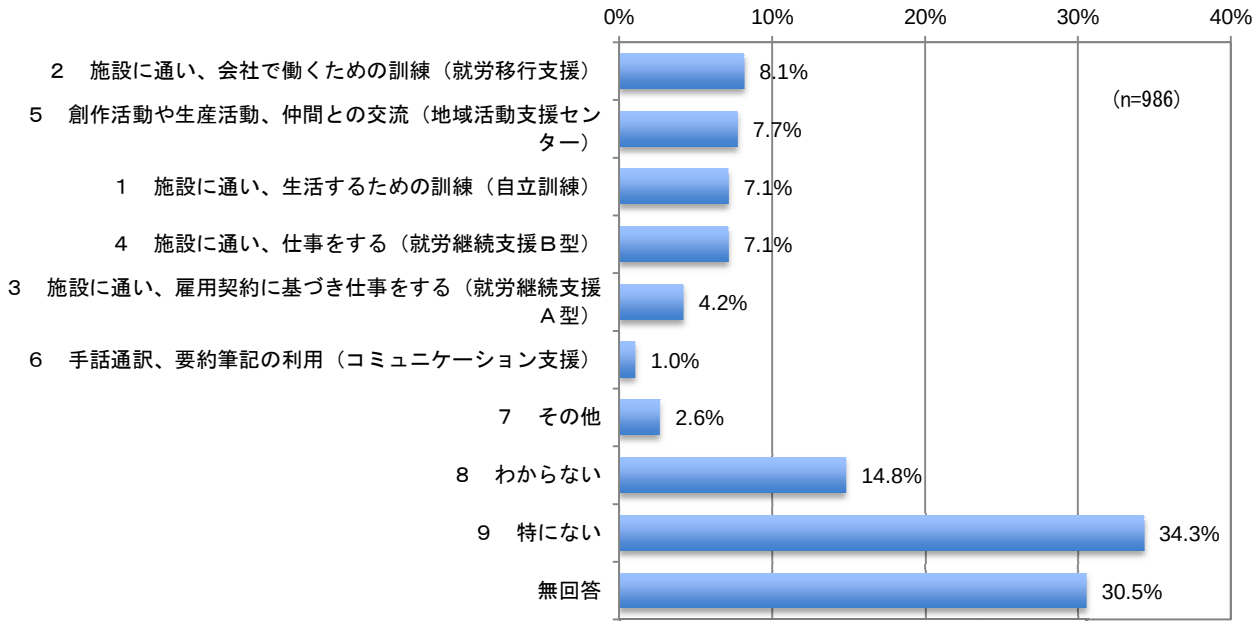

Ｑ：暮らす場のサービス

Ａ：「グループホーム・ケアホーム」の満足度は 47.5%、「施設入所支援」は 33.3%となる。

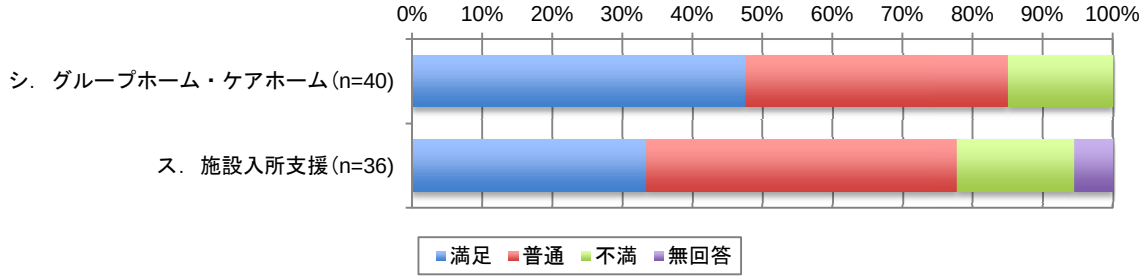

Ａ：今後利用したい暮らす場のサービスとしては、「特にない」が 40.8%と最も多い。一方、「世話人の援助を受けながらの、共同生活（グループホーム・ケアホーム)」、「施設での、夜間、介護や食事などの援助（施設入所支援)」は、約７%となる。

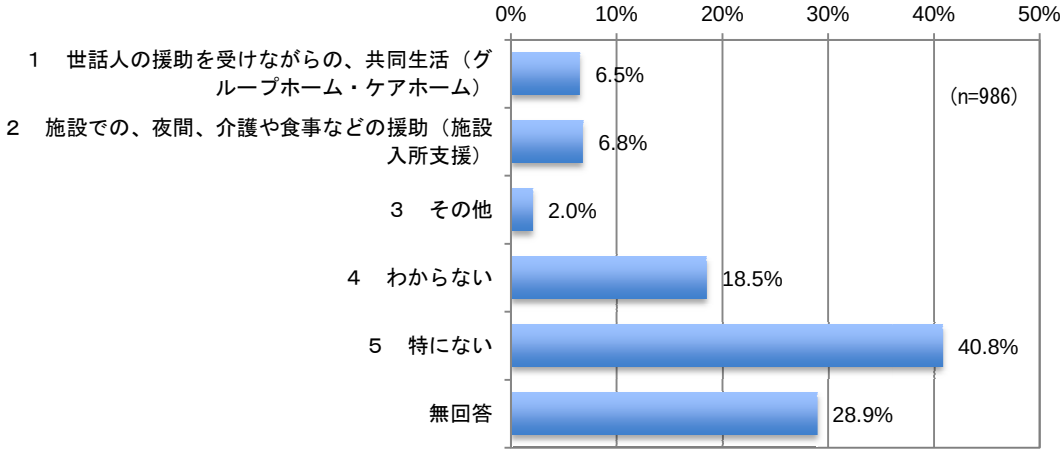

Ｑ：サービスを利用するときの心配はありますか。

Ａ：「自分がどんなサービスを使えるのか、わからない」39.8%、「どんなサービスがあるのか、わからない」38.6%が最も多い２項目となる。

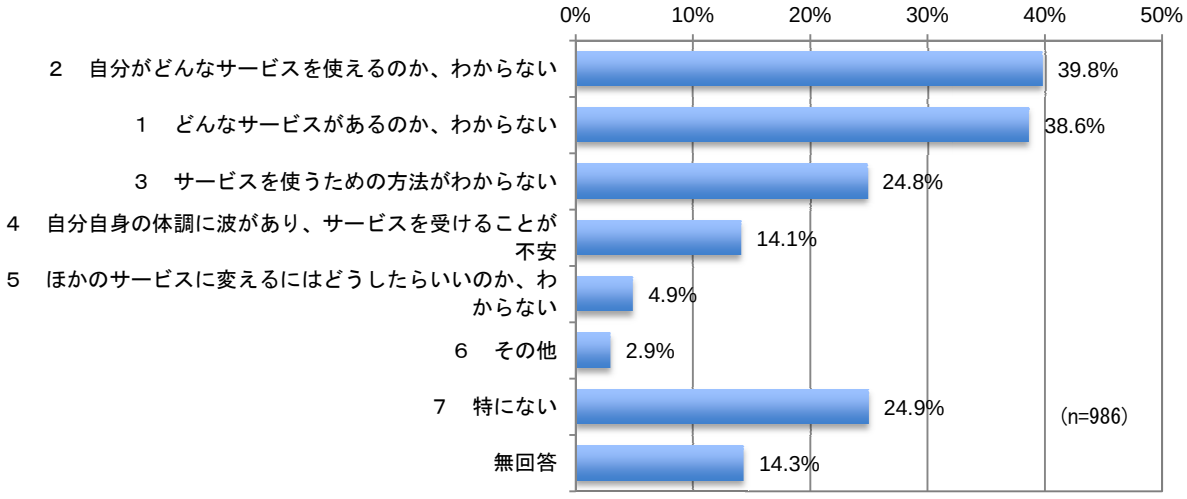

４　相談支援

＜利用状況＞

本市は、障害特性に配慮し障害者ケアマネジメント手法を活用したケアプラン作成事業を、全国に先駆けて地域生活支援事業として実施してきました。このケアプラン作成事業が、計画相談支援事業として国の制度となり、全てのサービス利用者に対し、サービス等利用計画を作成することとなりました。

計画相談支援の利用者数は、年々増加傾向にあります。一方、地域移行支援、地域定着支援は、横ばい傾向となります。

＜今後のサービス見込み量＞

地域への移行の進展を踏まえ、サービス量を見込みます。

		第三期計画期間			第四期計画期間		
種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人／月	132	262	313	403	448	471
地域移行支援	人／月	5	5	5	7	7	7
地域定着支援	人／月	1	8	8	11	14	17

注）平成 24 年度及び 25 年度は実績。平成 26～29 年度は見込み。

＜サービスの確保策＞

県と広域的な調整を図りつつ、長野市障害ふくしネット（協議会）と協力して、必要なサービス見込み量を提供できるサービス事業所と相談支援専門員を確保するとともに、サービスの点検・評価を実施し、継続的な質の向上に努めます。

＜サービス概要とサービス基盤の見込み＞

サービス	概要	市内事業所	
		H26 年度末	H29 年度末
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障害者及び地域相談支援を利用する障害者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。	３０	３２
地域移行支援	障害者施設に入所している障害者や入院している精神障害者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。	１６	３２
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。	１６	３２

※事業所数は見込み数

５　障害児支援

＜利用状況＞

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、障害児相談支援事業とも、増加傾向にあります。

＜今後のサービス見込み量＞

障害者アンケートの結果を見ると、障害児支援対象となる方のうち、「急な用事がある時に子どもを預かってくれる先がない」という方が 24.3%、「学齢期に通える放課後等デイサービスの受け入れ先が足りない」という方が 22.4%、「どんなサービスが利用できるのかわからない」という方が 21.5%と多いことがわかりました。

このことに加え、第三期計画期間の実績における利用者数の増加傾向から、サービス基盤の強化が必要であることを踏まえてサービス量を見込みます。

		第三期計画期間			第四期計画期間		
種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	人日分／月	989	1,244	1,344	1,508	1,690	1,872
	人／月	74	98	102	116	130	144
放課後等デイサービス	人日分／月	1,105	1,058	1,534	1,714	1,924	2,164
	人／月	164	165	220	250	280	310
保育所等訪問支援	人日分／月	2	6	9	13	16	19
	人／月	2	6	7	9	11	13
上記３サービス合計	人日分／月	2,096	2,308	2,887	3,235	3,630	4,055
	人／月	240	269	329	375	421	467
医療型児童発達支援	人日分／月	175	194	194	208	208	208
	人／月	14	15	15	16	16	16
障害児相談支援	人／月	5	28	48	70	81	87

注）平成 24 年度及び 25 年度は実績。平成 26～29 年度は見込み。

＜サービスの確保策＞

子ども子育てに関連する部署との連携を図り、長野市障害ふくしネット（協議会）と協力し、サービス事業者の確保とサービスの質の向上に努めます。

＜サービス概要とサービス基盤の見込み＞

サービス	概要	市内事業所	
		H26 年度末	H29 年度末
児童発達支援	未就学の障害児に、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練、その他必要な支援を行います。	７	１０
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。	１１	１７
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを２週間に１回程度訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。	２	４
医療型児童発達支援	障害児に、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練、その他必要な支援及び治療を行います。	－	－
障害児入所支援（福祉型、医療型）	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。	２	２
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。	１２	１４

※事業所数は見込み数

６　その他のサービス

＜利用状況＞

補装具費給付の利用者は、18 歳未満、18 歳以上ともにほぼ横ばいで推移しています。

自立支援医療費給付の利用者は、増加傾向にあります。

＜今後のサービス見込み量＞

今後もサービスの周知を図りながら、利用者からの申請に対して適切な給付を実施します。

		第三期計画期間			第四期計画期間		
種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
補装具費給付（18 歳以上）	件／年	638	635	636	申請に対して給付		
同（18 歳未満）	件／年	213	180	196	申請に対して給付		
自立支援医療費給付	人／年	5,201	6,003	6,500	申請に対して給付		

注）平成 24 年度及び 25 年度は実績。平成 26～29 年度は見込み。

＜サービス概要＞

サービス	概要
補装具費給付	身体機能を補うために必要な、義肢や装具、車椅子等を購入・修理する際にかかる費用を給付するサービスです。
自立支援医療費給付	身体に障害のある児童の健全な育成と生活能力を得るために必要な医療、身体障害者の自立と社会参加と更生のために必要な医療、精神障害の適正な医療のために行われる医療で入院しないで受ける精神医療にかかる費用の一部を給付するサービスです。

第２章　地域生活支援事業の充実

１　必須事業

障害者等の能力及び適性に応じ、日常生活あるいは社会生活を営むことができるよう、全国の市町村で実施する事業です。

（１）自発的活動支援事業

＜実施状況＞

障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう地域における自発的な取り組みを行っている、障害者等、その家族、地域住民等に対し、補助金を交付しています。

＜今後の事業展開＞

引き続き、各団体への補助を実施し、障害者の自立と社会活動への参加を促進するための活動を支援していきます。

		第三期計画期間			第四期計画期間		
種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

＜事業概要＞

サービス	概　　要
自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援をします。

（２）相談支援事業

＜実施状況＞

平成 26 年度現在、本市から障害者相談支援事業を市内事業者 10 事業所に委託して実施しています。また、専門的職員を配置した市町村相談支援機能強化事業も上記の 10 事業所に委託して実施しています。

成年後見制度利用支援事業は平成 18 年度から、それぞれ実施しています。

＜今後の事業展開＞

相談体制についての障害者アンケート結果をみると、家族・友人以外の相談相手は「いない」が 36.7%となっています。さらに、相談相手が家族・友人以外にいない方にその理由を伺ったところ、「家族や友人で十分だから」という理由が 51.9%、「特に理由はない」という方が 13.5%となっています。その一方で、「誰に相談していいのかわからない」という理由が 23.8%、「身近に、相談できる人がいない」という理由も 14.6%となり、相談をしたいにも関わらず、相談ができない方も多いことがわかります。

相談体制についての要望でも、「満足している」という方は 15.7%に留まっています。一番の要望としては、「どこに相談したらよいかわからない」ということとなり、22.5%となります。また、「夜間や休日に相談する場がない」ということも 11.4%の方が要望としています。

こうした障害者の意向を踏まえながら、相談支援事業の周知を推進するとともに、障害者一人ひとりの適性や家庭の状況に応じ、継続的かつ総合的なきめ細かい相談支援を提供するため、長野市障害ふくしネット（協議会）を中心に地域資源等の活用とサービスの質の向上に努めます。

また、地域移行支援事業として、コーディネーターを配置し、専門的な相談に対応していく体制を検討するとともに、国、県等の関係機関と連携し、保健、医療、福祉、雇用、教育、生活環境など障害者の生活全般にわたる相談支援体制の充実に努めます。

		第三期計画期間			第四期計画期間		
種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①相談支援事業（※）	箇所	8	9	10	11	11	11
②相談支援機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

注）平成 24 年度及び 25 年度は実績。平成 26～29 年度は見込み。

（※）相談支援事業の箇所数は市が委託している事業所数

＜事業概要とサービス基盤の見込み＞

サービス	概要	市内事業所	
		H26 年度末	H29 年度末
①相談支援事業	障害者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待防止やその早期発見のための連絡調整その他の障害者などの権利擁護のために必要な援助を行います。	１０	１１
②相談支援機能強化事業	次の事業を行います。 ・専門的知識を必要とする困難ケース等への対応 ・相談支援事業者に対する専門的な指導・助言 ・市内の相談支援体制の整備状況、障害者等及び保護者等のニーズ等を考慮した相談支援事業実施計画の作成		

※事業所数は見込み数

（参考）「相談支援事業」について（障害者アンケート結果）

Q：何か心配事や困ったことなどを、家族・友人以外で相談する人はだれですか。

A：「いない」が 36.7%と最も多い。次に、「行政（市職員、保健師、ケースワーカー）」15.1%、「通所施設職員、ヘルパー」13.2%、「相談支援専門員ケアプランナー」11.8%と続いている。

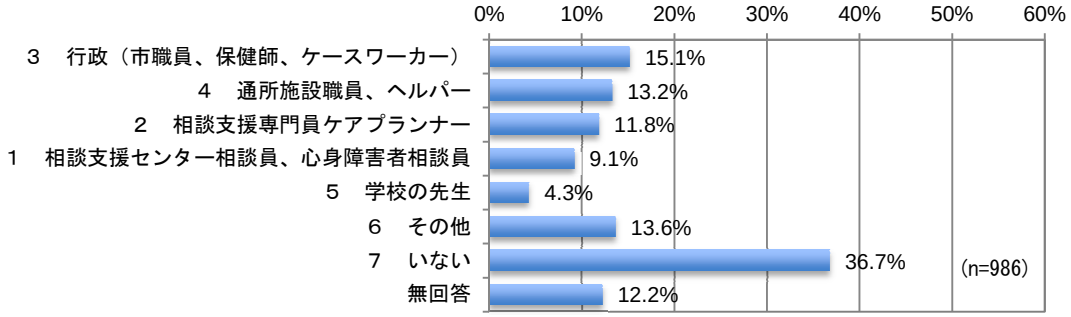

Q：「いない」と答えたにうかがいます。その理由は何ですか。

A：「家族や友人で十分だから」が 51.9%と最も多い。次に、「だれに相談していいのかわからない」23.8%、「身近に、相談できる人がいない」14.6%と続いている。

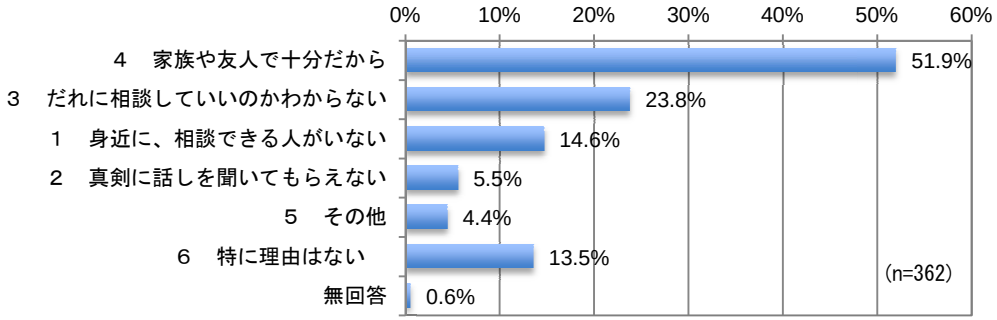

Q：今の相談体制についてどのように思っていますか。

A：「わからない」が、29.8%と最も多い。次に、「どこに相談したらよいかわからない」22.5%、「夜間や休日に相談する場がない」11.4%、「近所に相談する場がない」8.6%となる。

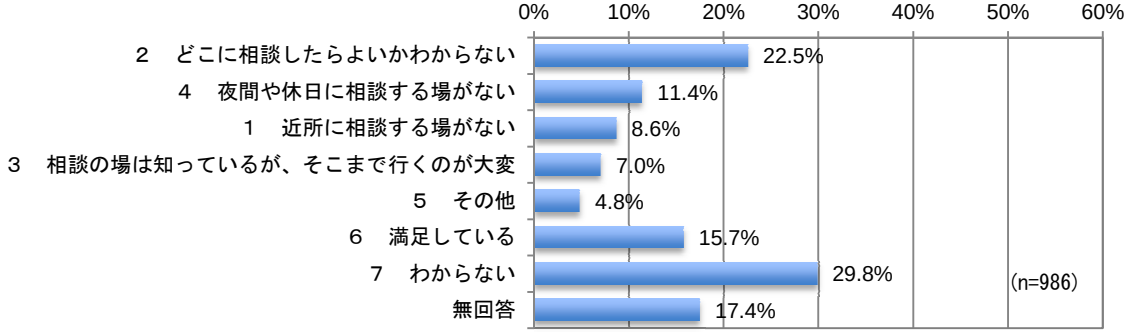

（３）成年後見制度利用支援事業

＜実施状況＞

障害福祉サービス利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、制度の利用を支援することにより障害者の権利擁護をはかっています。この事業は平成 18 年度から実施しています。

＜今後の事業展開＞

成年後見人制度の認知度は向上しています。成年後見制度相談件数は増加していることから、今後は、相談を経て、成年後見制度を申し立てる人の増加も想定されるため、本事業（市長申立）の利用人数を年間５人と見込みます。

		第三期計画期間			第四期計画期間		
種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業（市長申立件数）	人／年	1	3	3	5	5	5
（参考） 成年後見支援センターにおける 障害者からの相談件数	人／年	290	571	600			

注）平成 24 年度及び 25 年度は実績。平成 26～29 年度は見込み。

＜事業概要＞

サービス	概　　要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者・精神障害者に対して、成年後見制度の利用を促進し、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）などの全部または一部を助成する事業です。
（参考）成年後見制度構築促進事業	長野市社会福祉協議会に成年後見支援センターを設置し、①継続的かつ専門的な相談・申立支援。②ケースワーカー等実務者への助言・支援。③後見人受任者等の相談・支援を行える体制を構築する事業です。

（参考）「成年後見制度利用支援事業」について（障害者アンケート結果）

Q：成年後見制度を知っていますか。また、利用したいですか。

A：「知らない」が 30.3%と、最も多い。次に、「知っているが、利用するかわからない」21.3%、「知っているが、利用しなくていい」20.4%、「知っているので、必要になったら利用したい」18.2%と続く。

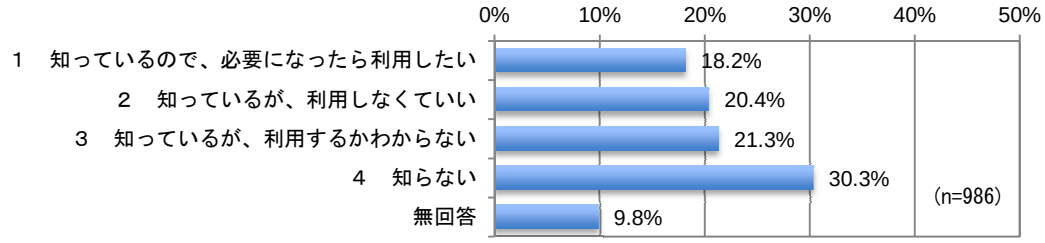

Q：日常生活自立支援事業を知っていますか。また、利用したいですか。

A：「知らない」が、44.6%と最も多い。次に、「知っているが、利用するかわからない」19.7%、「知っているが、利用しなくていい」19.0%と続く。

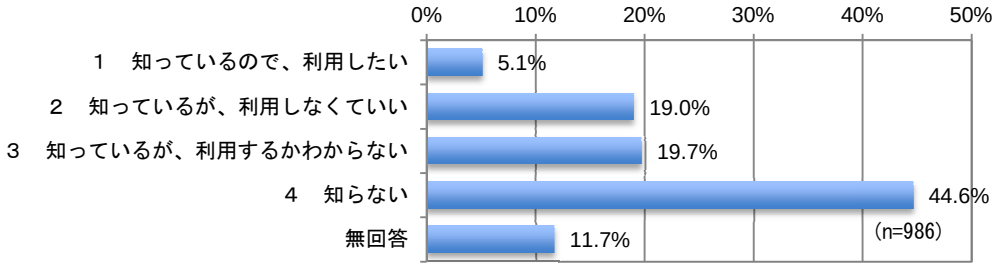

Q：制度を利用したい方にうかがいます。2 つの制度の利用にあたって、どのような支援を望みますか。

A：「身の周りの世話や療養看護に関わることの法的な支援」が 54.0%と最も多い。次に、「福祉サービスに関わる情報提供や助言、利用の手続きなど」36.0%、「日常的なお金の取引、手続き（年金や手当の受け取り、税金や公共料金など）」36.0%と続いている。

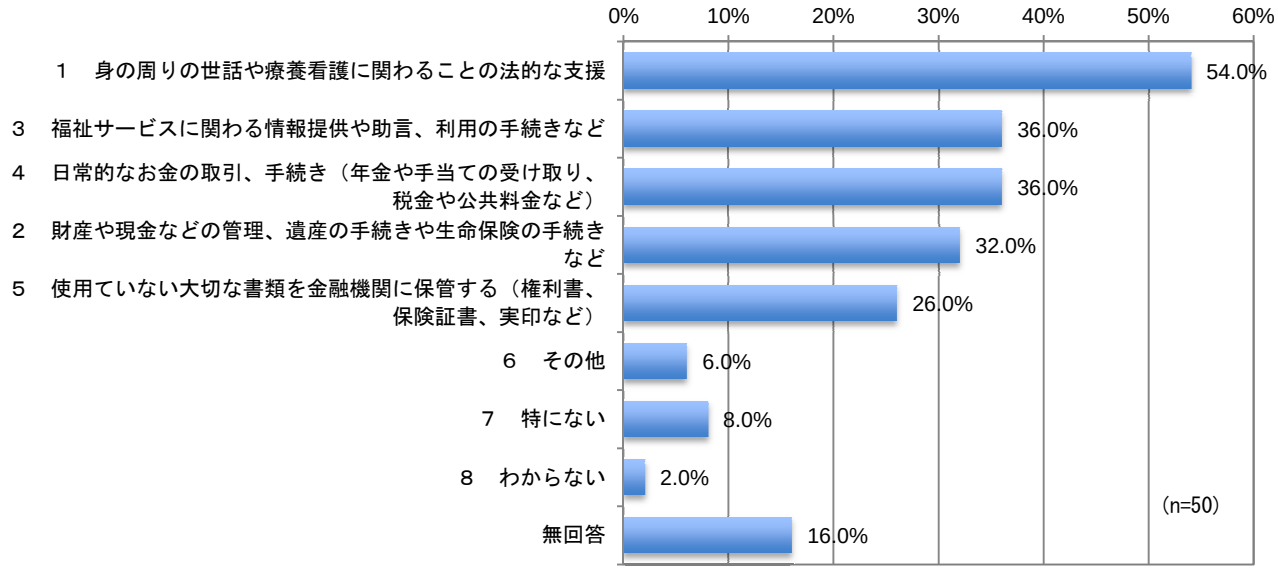

（４）意思疎通支援事業

＜実施状況＞

意思の疎通を図ることが困難な聴覚障害者に、手話通訳者あるいは要約筆記者を派遣し、日常生活や社会生活をする上で必要な意志の疎通における支援を実施します。手話通訳者あるいは要約筆記者の派遣は、長野市聴覚障害者センター「デフネットながの」に委託しています。手話通訳者、要約筆記者の派遣件数は例年同程度の件数となっています。

＜今後の事業展開＞

聴覚・言語機能・音声機能障害者に手話通訳者等派遣を、引き続き、利用者負担なしで実施します。

意思疎通支援事業を委託している、長野市聴覚障害者センター「デフネットながの」の機能充実を図り、利用しやすい派遣制度を目指します。

		第三期計画期間			第四期計画期間		
種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件／年	828	822	836	850	850	870
手話通訳者設置事業	人／年	33	33	34	35	35	40

注）平成 24 年度及び 25 年度は実績。平成 26～29 年度は見込み。

＜事業概要＞

サービス	概　　要
意思疎通 支援事業	聴覚、言語機能、音声機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とした事業です。 手話通訳者等の派遣、手話奉仕委員の養成、聴覚障害者に関する啓発を行います。

（５）日常生活用具給付等事業

＜実施状況＞

重度障害者の日常生活や社会生活を支援するため、日常生活用具の給付と住宅改修費の一部または全部の助成を行っています。排せつ管理支援用具に関しては増加傾向にあるものの、その他の事業はほぼ横ばい傾向にあります。

＜今後の事業展開＞

障害者の自立に向けて、障害の特性に応じて、引き続き、適切に給付するよう努めます。

		第三期計画期間			第四期計画期間		
種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	件／年	17	20	22	23	25	27
自立生活支援用具	件／年	79	74	79	83	87	92
在宅療養等支援用具	件／年	91	82	84	86	91	96
情報・意志疎通支援用具	件／年	83	56	58	59	62	65
排せつ管理支援用具	件／年	5,345	5,866	6,042	6,217	6,590	6,985
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	10	8	9	9	10	10

注）平成 24 年度及び 25 年度は実績。平成 26～29 年度は見込み。

＜事業概要＞

日常生活用具給付等事業は、重度の障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とした事業です。

日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの障害者の身体介護を支援する用具、障害児が訓練に用いる椅子など
	自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害者の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具
	在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、障害者の在宅療養などを支援するための用具
	情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障害者の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援するための用具
	排せつ管理支援用具	ストマ用装具など、障害者の排せつ管理を支援する衛生用品
	居宅生活動作補助用具	障害者の居宅における円滑な生活動作などを図るための小規模な住宅の改修

（６）手話奉仕員養成研修事業

＜実施状況＞

聴覚障害者の意思疎通を支援するため、日常会話程度の手話語彙や手話表現技術を取得した手話奉仕員を養成するもので、手話通訳者あるいは要約筆記者の派遣とともに、長野市聴覚障害者センター「デフネットながの」に委託しています。

＜今後の事業展開＞

引き続き、意思疎通支援事業を委託している長野市聴覚障害者センター「デフネットながの」において、手話ボランティアに携わる人材の育成に努めます。

		第三期計画期間			第四期計画期間		
種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了込み者数	―	40	40	40	40	40

＜事業概要＞

サービス	概　　要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

（７）移動支援事業

＜実施状況＞

屋外での移動が困難な障害者に対し、社会生活を営む上で必要となる外出及び余暇活動などの社会参加を実現するための外出支援を提供しています。

移動支援を利用する人数、利用時間数とも、増加傾向にあります。

＜今後の事業展開＞

障害者の自立意欲の高まりとともに、社会参加や生きがいづくりへの一層の支援に向けて、引き続き、利用者の要望に対応する事業実施に努めます。

また、今後の利用増加に対応するために、事業者参入を働きかけていきます。

		第三期計画期間			第四期計画期間		
種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	人／年	475	545	548	551	556	562
	時間／年	33,721	34,417	34,589	34,761	35,108	35,459

注）平成 24 年度及び 25 年度は実績。平成 26～29 年度は見込み。

＜事業概要＞

サービス	概　　要
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業であり、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援するものです。

（８）地域活動支援センター

＜実施状況＞

障害者に対し、創作的活動や生産活動の場や機会の提供（基礎的事業）に加え、相談支援事業（Ⅰ型)、社会適応訓練等（Ⅱ型)、障害者援護（Ⅲ型）をそれぞれ実施しています。

＜今後の事業展開＞

障害者の通所施設として、創作的活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流の促進を図るための必要な事業を実施し、障害者の地域での生活を支援します。

また、今後の地域バランスを考慮した計画的な事業所配置について検討していきます。

		第三期計画期間			第四期計画期間		
種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
Ⅰ型（事業所数）	箇所	5	4	4	4	4	4
（定員）	人	115	100	100	100	100	100
Ⅱ型（事業所数）	箇所	1	3	3	3	3	3
（定員）	人	15	45	45	45	45	45
Ⅲ型（事業所数）	箇所	9	10	10	10	10	10
（定員）	人	101	113	113	113	115	115
合計	箇所	15	17	17	17	17	17
	人	231	258	258	258	260	260

注）平成 24 年度及び 25 年度は実績。平成 26～29 年度は見込み。

＜事業概要＞

サービス	概　　要
地域活動支援センター事業	障害者に対し通所により創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を行い、障害のある人の地域生活支援を促進することを目的とした事業です。 ［Ⅰ型］社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職員の配置を行い、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や、地域住民のボランティア育成、障害に対する理解促進を図る普及啓発を相談支援事業と併せて行う。 ［Ⅱ型］雇用や就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供する。 ［Ⅲ型］従来の小規模作業所の充実を図り、障害者のための援護を行う。

（９）障害者の虐待防止事業

＜実施状況＞

平成 24 年 10 月 1 日「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、障害福祉課に「長野市障害者虐待防止センター」を設置し、障害者虐待に関する通報及び相談を受理し、調査、事実確認をし、虐待事案を解消するための対応をしてきました。

平成 25 年 10 月 1 日からは、障害者虐待防止業務の一部を「障害者虐待防止サポートセンター」に委託し、相談窓口の拡大ときめ細かい対応ができる体制としています。

また、市独自に事業所等を対象に障害者虐待防止に関する研修会を開催するとともに、障害者向けと養護者及び支援者向けの啓発チラシを作成し、配布しています。

平成 26 年 5 月 27 日に、「長野市障害者虐待防止連携協議会」を設立することにより、関係機関等と連携し、専門的な見地からの助言と虐待事案を検証する体制を整備しています。

＜今後の事業展開＞

長野市障害者虐待防止連携協議会を通じて、関係機関及び関係団体との連携を密にすることにより、虐待対応及び虐待防止活動に取り組みます。

また、困難事案に関しては、司法等の専門家を交えた事例検討会議を開催し、より適切な対応をしていきます。

広く市民及び障害者、事業者等に対する理解を深めてもらうために、啓発活動及び研修事業を推進します。

（１０）障害を理由とする差別解消の取り組み

＜実施状況＞

平成 26 年 6 月 26 日「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法)」が公布され、行政機関等が講ずべき基本的事項として、障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の考え方、相談窓口の明確化、職員の研修・啓発の機会の確保などについて対応要領を作成することが示されました。

＜今後の事業展開＞

この法律に基づく国の基本方針に沿い、行政委員会等を含む本市の職員対応要領を作成し、平成 28 年 4 月 1 日の法律施行に向けて、市民、関係各者に対する周知を行います。

保健福祉部障害福祉課に相談窓口を設置し、市内各行政機関等と連携して、障害を理由とする不当な差別的取扱いの解消に向けて取り組みます。

障害者に対する社会的障壁の除去のため、ハード面のバリアフリー化の推進及び障害者の意思表示やコミュニケーションの支援などの環境整備に努めていきます。

また、この法律による差別を解消するための措置としての差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の不提供の禁止並びに差別を解消するための支援措置としての相談・紛争解決の体制整備などについて、県などの動向を見ながら、障害者差別解消支援地域協議会の設置及び条例等必要な仕組みづくりを研究していきます。

広く市民及び民間の事業者に対する理解を深めてもらうために、啓発を推進します。

（１１）障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

＜実施状況＞

平成 26 年１月に、本市は「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、優先調達の推進の取り組みをスタートさせたました。

この方針に基づき市が調達する物品等の目標額を平成 25 年度は 22,000 千円、平成 26 年度は 22,500 千円とし、平成 27 年度以後も毎年度の方針に目標を掲げていきます。

平成 26 年 8 月には、障害者就労施設等を対象とした入札参加資格の説明会を実施、9 月には、職員を対象とした物品等の調達の推進のための研修会を実施しました。

＜今後の事業展開＞

優先調達に必要となる事柄について、今後の「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に盛り込んで推進を図ります。

長野市障害ふくしネット（協議会）と連携して、物品等に関する情報を整理して庁内に周知して優先調達に関する環境整備に努めるとともに、入札参加資格の取得を推進することにより障害者就労施設等からの物品供給体制の確保を図ります。

【調達先の分類】

障害者就労施設	就労移行支援事業所
	就労継続支援事業所（Ａ型、Ｂ型）
	生活介護事業所
	障害者支援施設
	地域活動支援センター
	小規模作業所
障害者を多数雇用している企業	特例子会社
	重度障害者多数雇用事業所
障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等	在宅就業障害者
	在宅就業支援団体

【物品等の分類】

物品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、お茶、農産物 など
	③ 小物雑貨	衣服、装飾具、木工品、各種記念品、花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車椅子、杖、点字ブロック等、上記以外の物品
役務	① 印刷	ポスター、チラシ、報告書・冊子、名刺等の印刷 など
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃、施設管理	清掃、除草作業、駐車場管理 など
	④ 情報処理	ホームページ作成、データ入力、テープ起こし など
	⑤ 飲食店の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別等、上記以外のサービス

※上表に記載のないものであっても、障害者就労施設等から調達可能な物品等であれば対象とする。

２　任意事業

（１）訪問入浴サービス

＜実施状況＞

重度の障害者や難病患者のうち一人での入浴が困難な場合の入浴支援や家庭内介護者による入浴介助の負担軽減のため、居宅を訪問して移動入浴車による入浴サービスを提供しています。

＜今後の事業展開＞

日常生活で常時介護を必要とする重度の障害者及び難病患者などへの福祉の増進のため、障害者及び世帯の状況等を把握し、適切なサービス提供に努めます。

		第三期計画期間			第四期計画期間		
種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス事業	人／年	19	16	18	20	23	25

注）平成 24 年度及び 25 年度は実績。平成 26～29 年度は見込み。

＜事業概要とサービス基盤の見込み＞

サービス	概要	市内事業所	
		H26 年度末	H29 年度末
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な障害のある人の居宅を訪問し、入浴サービスを提供することで身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とした事業です。	５	５

※事業所数は見込み数

（２）日中一時支援事業（在宅障害者タイムケア事業）

＜実施状況＞

在宅障害者の介護者の介護負担軽減や日常生活の継続的な支援のため、家族の疾病その他の理由により在宅障害者の介護が困難な場合に、タイムケア介護者（団体または個人）が時間預かりの介護サービスを実施しています。

＜今後の事業展開＞

障害者の在宅生活を支える介護者が就労や休養等のために必要な場合や、障害者自身が継続した支援を必要とする場合には、障害者や介護者の状況等を把握し、適切なサービス提供に努めます。

		第三期計画期間			第四期計画期間		
種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
在宅障害者タイムケア事業	人／年	435	452	474	497	521	547

注）平成 24 年度及び 25 年度は実績。平成 26～29 年度は見込み。

＜事業概要とサービス基盤の見込み＞

サービス	概要	市内事業所	
		H26 年度末	H29 年度末
在宅障害者タイムケア事業 （日中一時支援事業）	障害者の日常生活の継続的な支援を図るため、食事、排せつ等必要な支援を行い、障害者の地域での自立生活を推進する事業です。	３９	４２

※事業所数は見込み数

（３）日中一時支援事業（障害児自立サポート事業）

＜実施状況＞

在宅の障害児の生活の自立を支援し、保護者の介護負担軽減を図るために必要な場合に、知人等や支援団体が障害児の食事、排せつ等の生活介護や自主性、社会性及び創造性の向上をはかる支援や外出支援を実施しています。

＜今後の事業展開＞

在宅障害児がより自立した生活を送り、また、保護者が就労や急用のために必要な場合には、障害児や介護者の状況等を把握し、適切なサービス提供に努めます。

		第三期計画期間			第四期計画期間		
種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児自立サポート事業	人／年	352	402	405	400	400	400

注）平成 24 年度及び 25 年度は実績。平成 26～29 年度は見込み。

＜事業概要とサービス基盤の見込み＞

サービス	概要	市内事業所	
		H26 年度末	H29 年度末
障害児自立サポート事業 （日中一時支援事業）	障害児の生活介護に加え、障害児の自主性、社会性及び創造性の向上を支援するサービスを行っています。	３９	３９

※事業所数は見込み数

第３章　ＰＤＣＡサイクルによる継続的な見直し

１　ＰＤＣＡサイクルのプロセス

＜今後の事業展開＞

本計画の成果目標及び活動指標については、１年に１回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、分析を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

計画の変更や事業の見直し等の際には、長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会や長野市障害ふくしネット（協議会）の意見を聴くとともに、その結果を公表し、サービス提供体制の整備及びサービスの質の向上に努めます。